

第四次熱海市食育推進計画

あたま腹ペコ食育推進計画

令和6年3月

熱 海 市

はじめに

本市では、平成22年1月に「熱海市食育推進計画」を策定し、関係機関とともに、本市の特徴や時代と共に変化する食を取り巻く様々な課題に対応するべく、継続した食育推進に取り組んでまいりました。

この間、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大時には人との接触や、行動の制限に伴う生活様式の変化による共食の自粛・会食の減少など、「食」を介したコミュニケーションが図りにくい状況が続き、食生活の在り方や食育推進にも大きな影響を受けました。しかし、このような有事の時にも私たちの日常生活の中で「食」は欠かせないものでした。それは、「食」が命の源であることは不変であり、日々選ぶ「食」が誰もが健康に生きるための基本であるからです。

また、高齢化率の高い本市においては、人生100年時代を見据えて、誰もがいきいきとした暮らしを続けるために、生きる力の一つとして「食」に関する知識を身につけ、「食」を選択する力を育むことが重要であると改めて認識したところであります。

今回策定いたしました「第四次熱海市食育推進計画～あたま腹ペコ食育推進計画～」では、誰一人取り残さないというSDGsの理念を取り入れ、誰もがどんな時にもおいしい「食」の選択が叶うよう、関係団体との協力によるさらなる食育活動を展開していくものとしております。

また、本市では、壮年期世代の生活習慣病罹患率の高さや、高齢者の低栄養・フレイルなどが依然として健康課題となっている中で、これらの解決の糸口としても、一人ひとりの「食」の選択はますます重要なキーワードになるものといえます。

いつまでも食べておいしいと思える「食」を選ぶことが私たちの心を豊かにさせ、体に良い「食」を選ぶことが健康な身体をつくることにつながることから、今計画では市民の皆様が世にあふれる「食」にまつわる情報の中から、あらゆる手段により情報を取得し「食」を選べるよう、デジタル化に対応したIT技術等の活用など、食にまつわる環境を整えながらの食育推進にも取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり熱心にご審議いただきました熱海市食育推進会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査のご協力やパブリックコメントを通じて、多くの貴重なご意見・ご提言をお寄せくださいました多くの市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

熱海市長 齊藤 栄

目 次

第1章 策定にあたって

1. 計画を策定する背景.....	1
(1)国や県による食育推進計画の進展.....	1
(2)本市の「食」をめぐるこれまでの取組と背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の名称.....	3
5. 食育推進の目指す姿.....	4
(1)基本方針.....	4
(2)基本目標.....	4
(3)食育推進の体系図.....	5

第2章 食をめぐる現状と課題

1. 本市の特徴.....	6
(1)本市の人口について.....	6
(2)本市への転入の状況.....	9
(3)産業別就労者の割合について.....	10
2. 本市の健康に関する状況.....	11
(1)平均寿命の年次推移の比較.....	11
(2)死亡状況について.....	11
(3)健康診査の受診率と生活習慣病罹患状況について.....	13
(4)子どもの体格について.....	15
(5)大人の肥満について.....	16
3. 食育の意識と共食について.....	17
(1)食育の関心について.....	17
(2)共食について.....	17
4. 食生活を中心とした生活状況.....	19
(1)子どもの状況.....	19
(2)大人の状況.....	22
5. 本市の課題.....	23

第3章 食育推進の取組について

1. 食育推進に関する取組戦略	25
(1)基本的な考え方	25
(2)目標達成のための3つの重点施策	26
2. 各年代に関わる食生活の課題と方向性	28
3. ライフコースを見据えた食生活の備えと考え方	29
4. 各領域における食育の役割	30
5. 領域別・基本目標別具体施策	31

第4章 具体的な目標

1. 具体的な目標	35
2. 取組の評価	38

資料編

第1章 ～策定にあたって～

1. 計画を策定する背景

(1) 国や県による食育推進計画の進展

平成17年の「食育基本法」制定に伴い、平成18年3月に国が策定した「食育推進基本計画」において、「食育」は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てるものとしています。

近年、人口減少・少子高齢化による核家族化や急速な経済発展に伴い「食」を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、「食」に関する国民の価値観の多様化も進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い人々の行動や生活様式は変化し、例外なく食生活へも及ぼしました。コロナ禍において、人との接触や外出を控えるなどに伴い会食や外食の機会や回数は減り、自炊や購入した惣菜を食卓へ並べる中食、テイクアウトを利用した食事で家族と一緒に食事を楽しむ機会が増加しました。このように情勢の変化を受けて食の選択肢や食事の方法が変わっても、私たちの日常生活の根幹には常に「食」が存在する事だけは不変であると再認識する契機となりました。

しかしながら、我が国は世界で有数の長寿国でありながら国民の食生活は栄養が過剰な「過栄養」と栄養が不足している「低栄養」の相反する2つの大きな栄養不良の課題が存在しています。食塩や脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足等による栄養の偏り、食習慣の乱れ等から肥満をはじめ生活習慣病の罹患への影響が指摘されています。また、エネルギー摂取量の減少から若い世代の「痩せ」の増加、高齢者の低栄養やフレイル^{※1}傾向等も問題視されています。いずれの課題にも個人が適切な「食」の選択をする必要性がますます高まっているものと言えます。

※1 フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指しますが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

現在、国では「第四次食育推進基本計画(令和3年度～7年度)」を基に食育推進の取組を展開しており、特に取り組むべき重点事項を以下のように定め、総合的に推進すると示しております。

- ① 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- ② 持続可能な食を支える食育の推進 ⇒持続可能な食に必要な3つの「わ」を支える食育
 - ・食と環境の調和:環境の環(わ)
 - ・農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化:人の輪(わ)
 - ・日本の伝統的な和食文化の保護・継承:和食文化の和(わ)
- ③ 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

また、静岡県においても「ふじのくに食育推進計画 ～第4次静岡県食育推進計画～ (令和6年度～令和17年度)」を策定しており、食育のめざすものを「食を通して人を育む」、スローガンを「0から始まるふじのくにの食育」として、以下記載の3つを重点事項とした新たな課題や時代の変化に対

応じた食育へ取り組むとしております。

- ① 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- ② 持続可能な食を支える食育の推進
- ③ 食を支える環境づくり

国・県の計画ともに SDGs(Sustainable Development Goals)^{※2}の考え方を踏まえた取組や施策を反映した内容が記載されており、本市が策定する計画においても SDGs の考え方を踏まえた食育推進が求められます。

※2 SDGs(持続可能な開発目標)とは、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載される 17 の目標と 169 のターゲットから成る 2030 年までの国際目標を指し、「誰一人取り残さない」社会の実現を指します。この目標の中には、「目標 2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標 4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標が設定されています。

(2)本市の「食」をめぐるこれまでの取組と背景

本市では食育基本法第18条に基づく食育推進計画として、平成22年1月に「熱海市食育推進計画」(~平成23年度)、平成24年4月に「あたま腹ペコ食育推進計画(第二次熱海市食育推進計画)」(~平成28年度)、平成29年3月に「あたま腹ペコ食育推進計画(第三次熱海市食育推進計画)」(~令和5年度(うち、1年延長)を作成し、食育推進に取り組んでまいりました。

このうち、本市が推進する「共食」については、第三次計画期間中にコロナウイルス感染症の影響を受け、推進や普及活動がしにくい状況となりましたが、一方で、家庭で過ごす時間の増加から家族との共食の場面が増え、各々が家族での共食の在り方を考える契機ともなり得ました。これらを踏まえて、コロナ禍でも紙面やインターネットなど広報媒体を活用した情報発信に努め、改めて「^{ゼロ}のつく日は家族でご飯」を推進するための取組を展開してまいりました。



【^{ゼロ}のつく日は^{みんな}家族でご飯】レシピ集の作成】



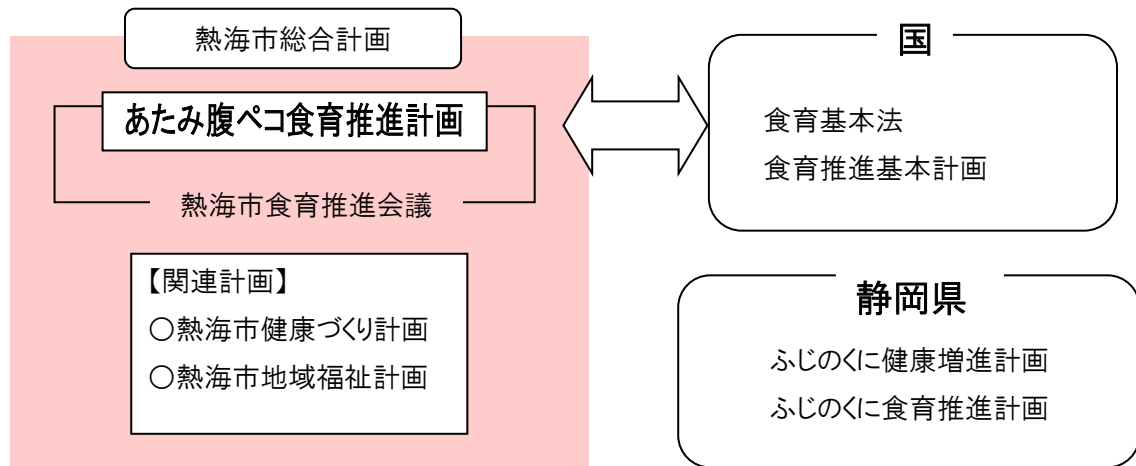
【「^{ゼロ}のつく日は^{みんな}家族でご飯」をのぼり旗でPR】

この計画が策定されてから今に至るまで、学校や保育所等での積極的な食育の取組の他、関係団体の食育に関する事業も増え、着実に食育推進活動に広がりを見せています。しかしながら、県下でも早い速度で進む少子高齢化や、サービス業に従事する人が多いといった地域の特徴も、健康面の課題に大きく影響を受けていると考えられています。個人を対象とした取組だけではなく、家庭単位、地域単位と食育を幅広く進めて不規則な生活習慣や食生活を改善に導くことができるよう関係各所と連携し、協働しながら食育を推進する必要があります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成29年3月に策定された「あたま腹ペコ食育推進計画～第三次熱海市食育推進計画～」を引き継ぐ第四次計画で、食育基本法第18条第1項に規定する市町村食育基本計画となる、本市の食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示すための計画です。その実施にあたっては、「熱海市総合計画」や「熱海市健康づくり計画」等の関連計画との整合性を図ります。

また、本市では食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、熱海市食育推進会議設置要綱による「熱海市食育推進会議」が開催されています。



3. 計画の期間

この計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 12年度までの7年としています。なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行なうものとします。

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
国 食育推進基本計画	【第四次】 R7年度まで5年間				【第五次】(予定)										
静岡県 ふじのくに 食育推進計画	【第四次】		R17年度まで12年間 (R11年度に中間見直し)												
熱海市 あたま腹ペコ 食育推進計画	【第四次】		R12年度まで7年間							【第五次】(予定)					
熱海市 健康づくり計画	【第三次】		R17年度まで12年間 (R11年度に中間見直し)												

4. 計画の名称

第四次計画の名称は、これまでの計画の名称を引き継ぐ「あたま腹ペコ食育推進計画～第四次熱海市食育推進計画～」とします。市民に親しみやすく言葉の響きが良い「腹ペコ」をキーワードとし、おいしい食事をするための大前提に「お腹が空くこと」を基本として考えています。

5. 食育推進の目指す姿

本計画は、初期計画策定時より、食べる事で感じる五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)を最大限に引き出せる「空腹」に着眼し、市民の皆さんが「美味しい」「楽しい」食生活を送れるよう「腹ペコ」と「たべることがみんな大好き」を引継いで策定されています。

(1) 基本方針

腹ペコがつくるよい食生活

「**あ**たみ市民は **た**べることが **み**んな大好き」

～ 誰もがどんな時も健康に近づける **おいしい「食」**の選択を！～

本市の食育推進では、2つの意味を込めた**おいしい食**の選択を目標に掲げます。1つ目は、心も身体も豊かにする「美味しい」食べ物を選ぶこと。2つ目は、心身にとって有益な食に関する「オイシイ」話に関心を高めて上手に選ぶこと。これらが人々の心身をより健康に導くために重要であると考えます。

安心で安全な食べ物や地元の食材、食に関する情報や食育体験の機会など個人のあらゆる**おいしい食**の選択は、食の安全保障・農林漁業の促進の視点や健康の維持・栄養改善にかかわる教育の視点にも繋がります。食育の観点からSDGsの目標達成を一押しします。SDGs達成のための「食育」と考えると少し難しく思えますが、わたしたちにもできる食育として、誰もがどんな時にも2つの意味での**おいしい「食」**の選択ができることを目標とし、健康に近づけるような街づくりを目指します。

(2) 基本目標

※4 横断的な目標

心と身体が健康になれる食の環境づくり

① よい食生活が健康な体をつくる

- * 3つの「食べる」で健康な体をつくる ～「朝食を」「バランスよく」「よく噛んで」～
- * しなやかな血管を守る「減塩」と「野菜マシマシ」を実行する
- * 健康の基本「太り過ぎず痩せすぎず」のバランスを保つ

② 楽しい食生活が心を豊かにする

- * 「0のつく日は家族でご飯」の推進で誰もが食事を楽しめる機会や体験を増やす
- * 「お腹が空いた！」が一番美味しい「腹ペコ」を推進する
- * 生産から消費までの「食育の環^わ※3」を大切に思う心がけと感じる力を育む

③ 地域全体で食生活を考える

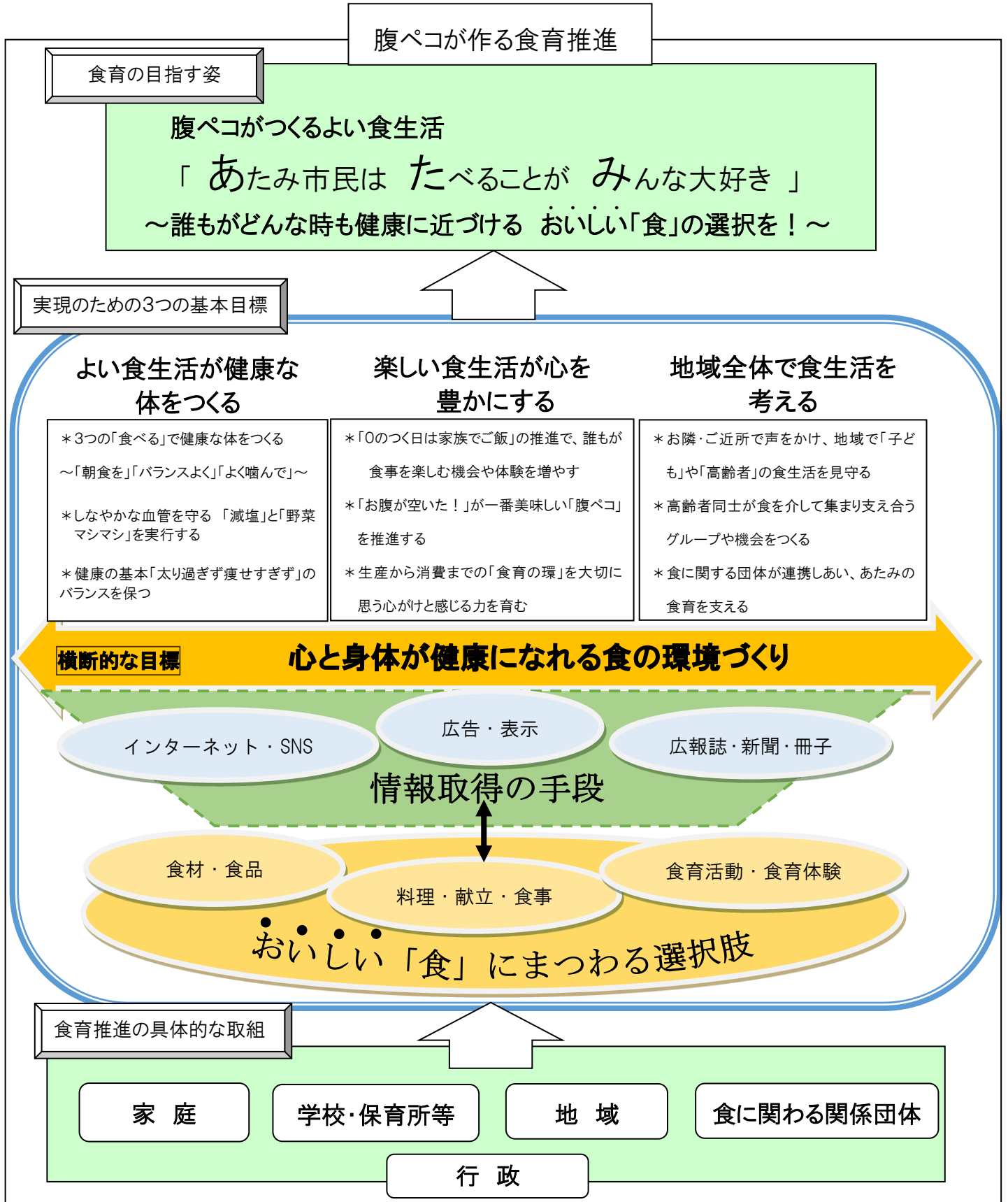
- * お隣・ご近所で声をかけ、地域で「子ども」や「高齢者」の食生活を見守る
- * 高齢者同士が食を介して集まり支え合うグループや機会をつくる
- * 食に関する団体が連携しあい、あたみの食育を支える

※3 「食育の環^わ」とは、生産から消費まで一連の食の循環を表します。

※4 横断的な目標とは、3つの基本目標を円滑に推進するために掲げる目標です。

あらゆる情報媒体やICT(Information and Communication Technology(情報通信技術)の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと)等を有効活用した効果的な情報発信を行うなど食に関与する環境づくりを目指します。

(3) 食育推進の体系図



第2章 ～食をめぐる現状と課題～

1. 本市の特徴

本市は、観光都市として多くの観光客が温泉や観光名所また食事を楽しむ為に訪れる街です。温暖な気候・温泉を好み、県外からマンション等に移り住む高齢者が多くいます。海や山の自然に囲まれ、山坂の傾斜に沿った温泉街は本市の魅力といえます。

本市は、第一次産業が少なく、畑や田んぼの景色や水産物の収穫に携わる場面を感じる取ることが少ない街です。しかし、一部の地域にはみかん農家もあり特に静岡県が生産量日本一のだいたいの主要生産地として知られています。

本市は、県下でも高齢化率が高く、また、出生率も低いことから少子高齢化が顕著に進んでいます。そして単身で暮らす高齢者も多くいることが本市の特徴です。

(1)本市の人口について

①人口推移

本市の人口は、減少傾向にあり、令和4年には36,000人を下回りました。一方、世帯数は21,000世帯台で推移しています。人口が減少・世帯数が横ばい状況であることから、1世帯あたりの人員は減少しており、令和4年では1.66人で、平成28年と比較すると0.13人減少しています。

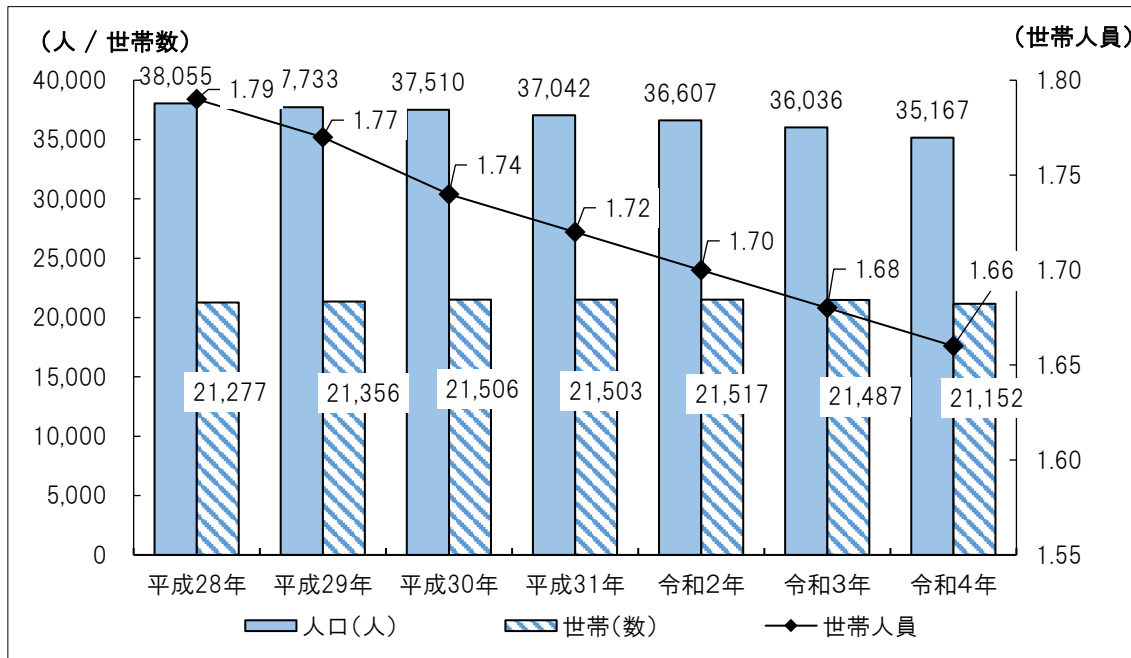


図 1. 熱海市の人口推移

資料:住民基本台帳 各年1月1日現在

②人口構成の推移

年齢3区分別人口比率の推移をみると、年少人口・生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向にあります。令和4年現在、老年人口の割合は平成28年の1.09倍、高齢化率は48.5%となっています。

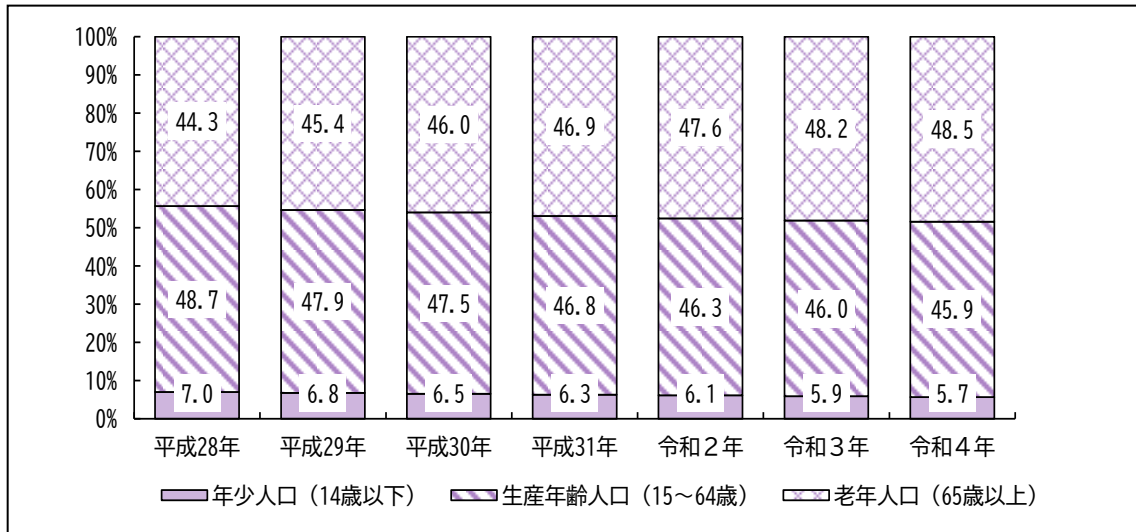


図 2. 熱海市の人口構成の推移

資料：住民基本台帳 各年1月1日現在

③出生率の推移(県との比較)

人口千人あたりの出生率をみると、全国と県に比べ低い値で推移しています。平成26年から令和2年までの間で、最も高いのは平成26年の3.93、最も低いのは令和2年の2.58となっています。

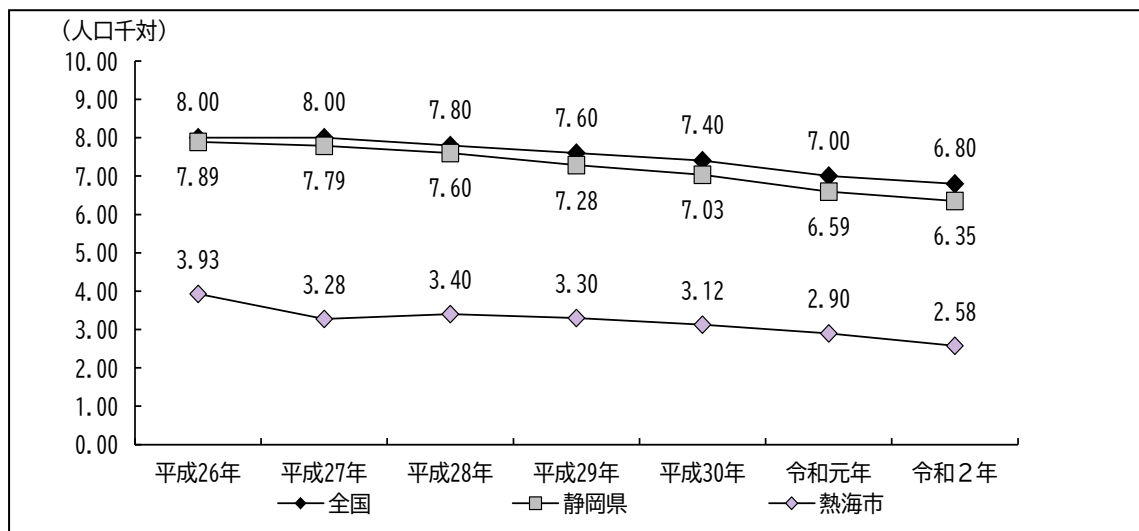


図 3. 出生率の推移の比較

資料：静岡県人口動態統計

④高齢者の単独世帯の推移及び、全世帯からみる高齢者世帯の割合

高齢者の単独世帯は年々増加し、平成27年以降、全世帯数の4分の1以上を占め、令和2年には、28.5%です。また、高齢者夫婦(男性65歳以上、女性60歳以上)のみの世帯も5,240世帯あり、高齢者単独、高齢者夫婦のみの世帯合計は全体の44.3%を占めます。これは、県と比較して高い割合です。

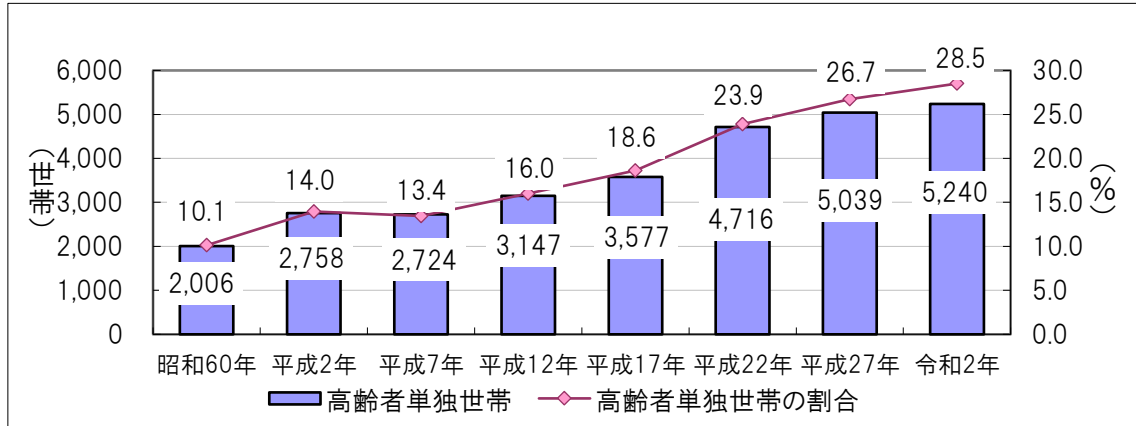


図4. 高齢者単独世帯の推移

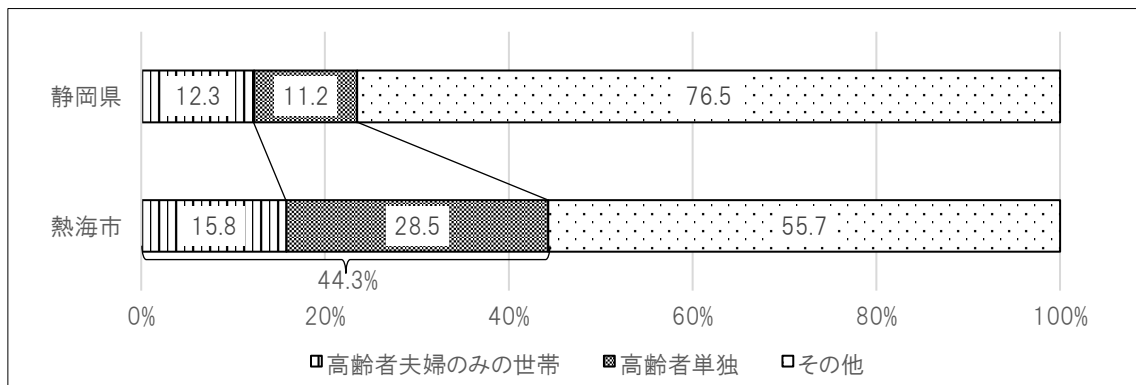


図5. 高齢者世帯の構成割合

資料: 図4・5 令和2年国勢調査人口等基本集計(総務省統計局)

⑤高齢化率の年次推移(県との比較)

本市の高齢化率は、県、本市ともに年々上昇傾向にあります。本市の高齢化率の推移を県と比較すると大きく上回っています。

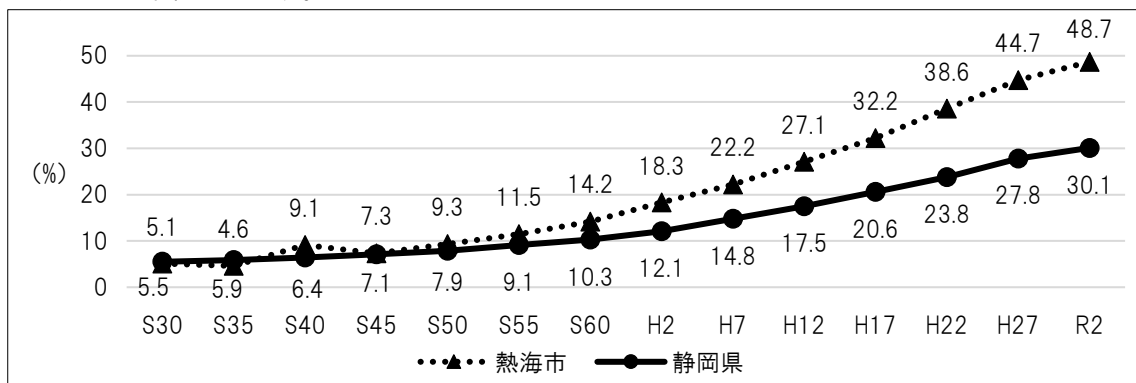


図6. 高齢化率の年次推移の比較

資料: 国勢調査

(2)本市への転入の状況

①他県からの転入者数の比較(伊豆周辺の地域)

他県から本市へ転入する人の数は近隣の市町に比較して多くみられます。上位5市の人口規模を考えると、本市の他県からの転入者が占める割合は高いことがわかります。

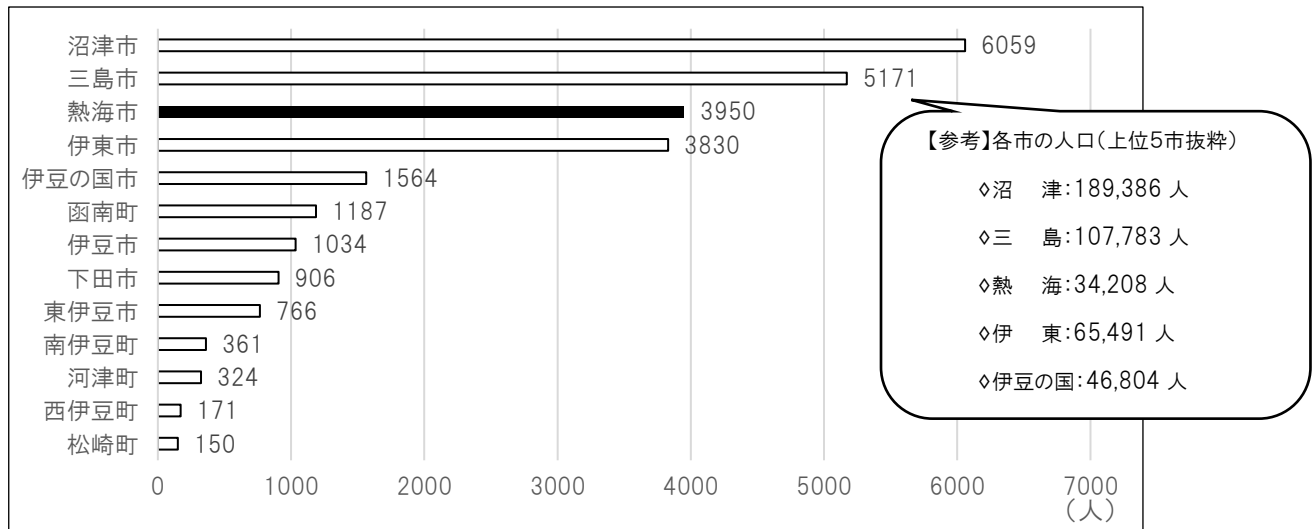


図 7. 他県からの転入者数の比較(人)(伊豆半島地域)

資料:令和2年 国勢調査

②転入者の年齢構成

転入者総数を年齢構成別にみると65歳以上の転入者数の割合は県が7.1%に対して、本市は39.7%と約5倍を占めています。

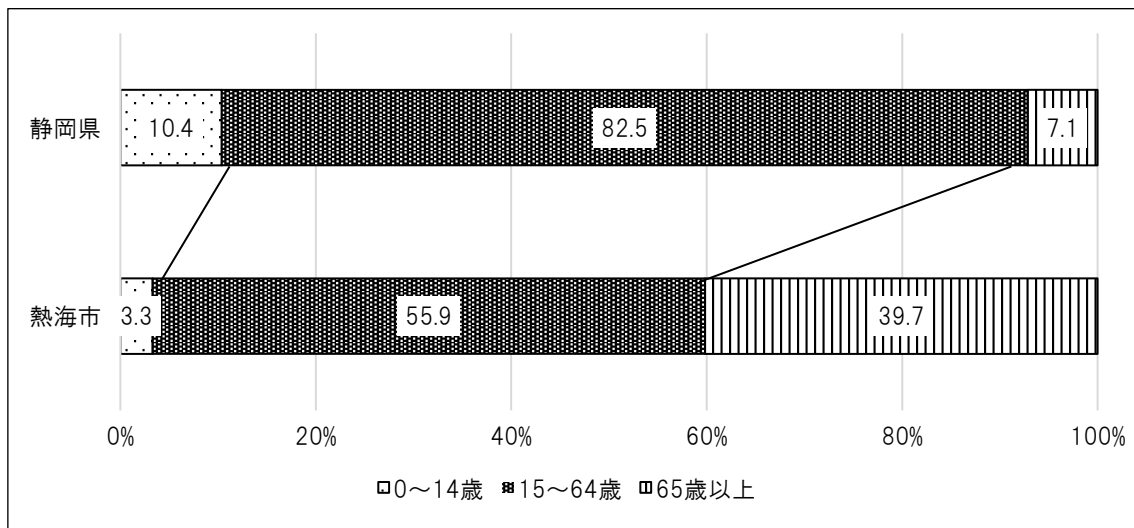


図 8. 転入者の年齢構成の割合

資料:令和2年 国勢調査

(3) 産業別就業者の割合について

本市の産業別就業は、第三次産業が85.5%を占めます。特に観光業が栄えていることから、サービス業に従事する人の割合が高い状況です。一方、第一次産業に従事する人の割合は1.6%と少ない状況です。

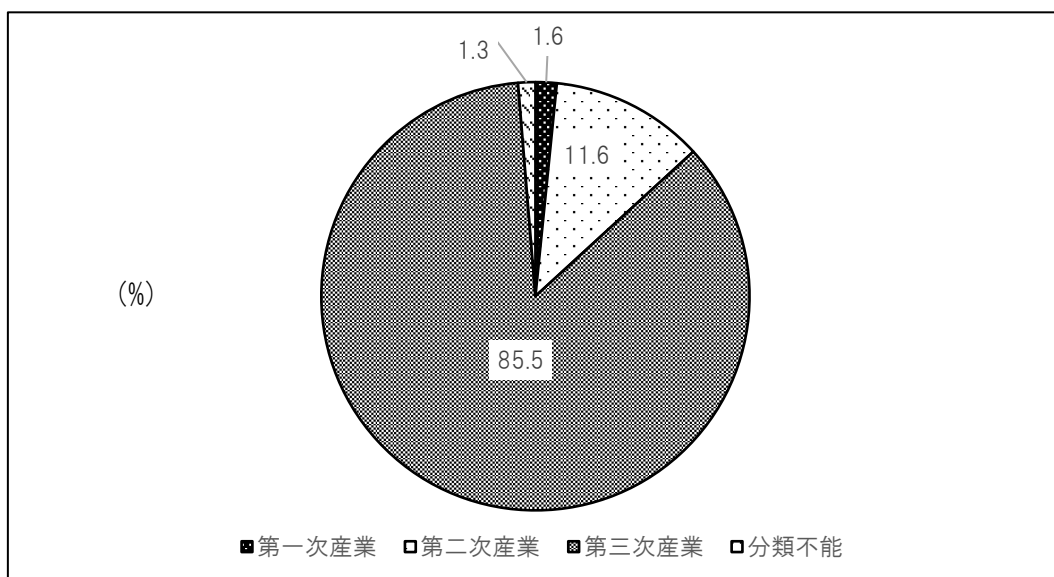


図 9. 熱海市の産業別就業者の割合

資料: 令和 2 年 国勢調査

第一次産業: 農業、林業・狩猟業、漁業・水産養殖業

第二次産業: 鉱業、建設業、製造業

第三次産業: サービス業、卸売・小売業、運輸・通信業、不動産業、公務、金融・保険業 等

2. 本市の健康に関する状況

本市の国民健康保険の特定健康診査受診率は、国・県と比較して低く、生活習慣病の罹患率が高い状況です。平均寿命が国・県と比べて男女共に短く、壮年期死亡率が高いことと関連があると考えられます。

生活習慣に関する状況は「朝食の欠食」等の食習慣の乱れや、「飲酒」「たばこ」等の生活習慣病に関連がある習慣が、県の標準に比べて高い状況です。

また、子どもの体格では、高校生女子の痩せ、中学生女子・高校生の男女での肥満の出現率が高い状況です。

(1) 平均寿命の年次推移の比較

本市の平均寿命は、県内で最下位と短く、県の平均寿命より男性で1.3歳、女性で1.6歳短くなっています。

表 1. 平均寿命の年次推移の比較

平均寿命(歳)						
	男性			女性		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	79.6	80.8	81.5	86.4	87.0	87.6
静岡県	80.0	81.0	81.6	86.2	87.1	87.5
熱海市	78.9	80.0	80.3	85.5	86.3	85.9

資料：市区町村別生命表(厚生労働省)

(2) 死亡状況について

① 死亡率の年次推移の比較(県との比較)

死亡率は県平均を大きく上回り、年々緩やかに上昇している状況です。

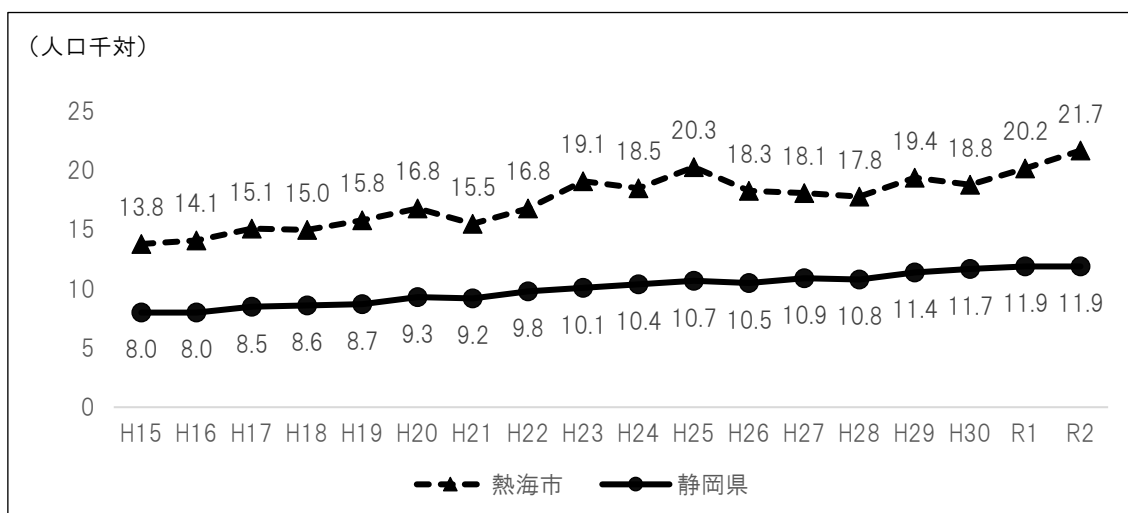


図 10. 死亡率の年次推移の比較

資料：静岡県人口動態統計

②疾患別死亡の状況(県との比較)

疾患別死亡の状況について、男女別に比較すると、県の基準値(静岡県を100)を男性は6項目、女性は7項目上回っています。

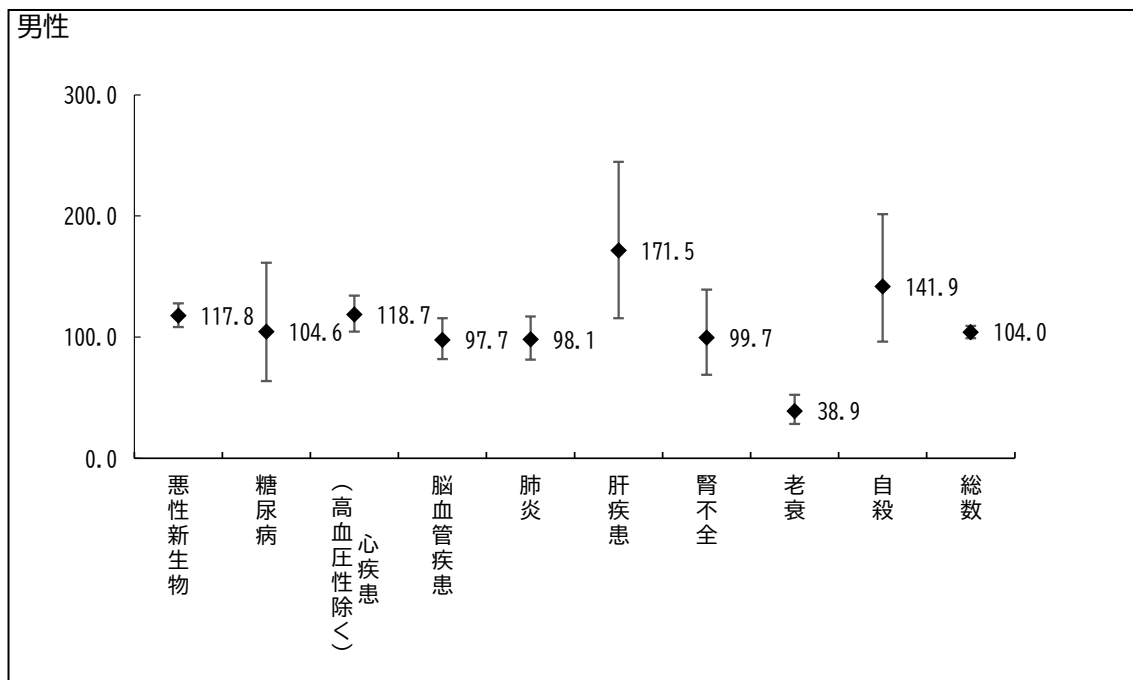


図 11. 疾患別死亡状況(男性)

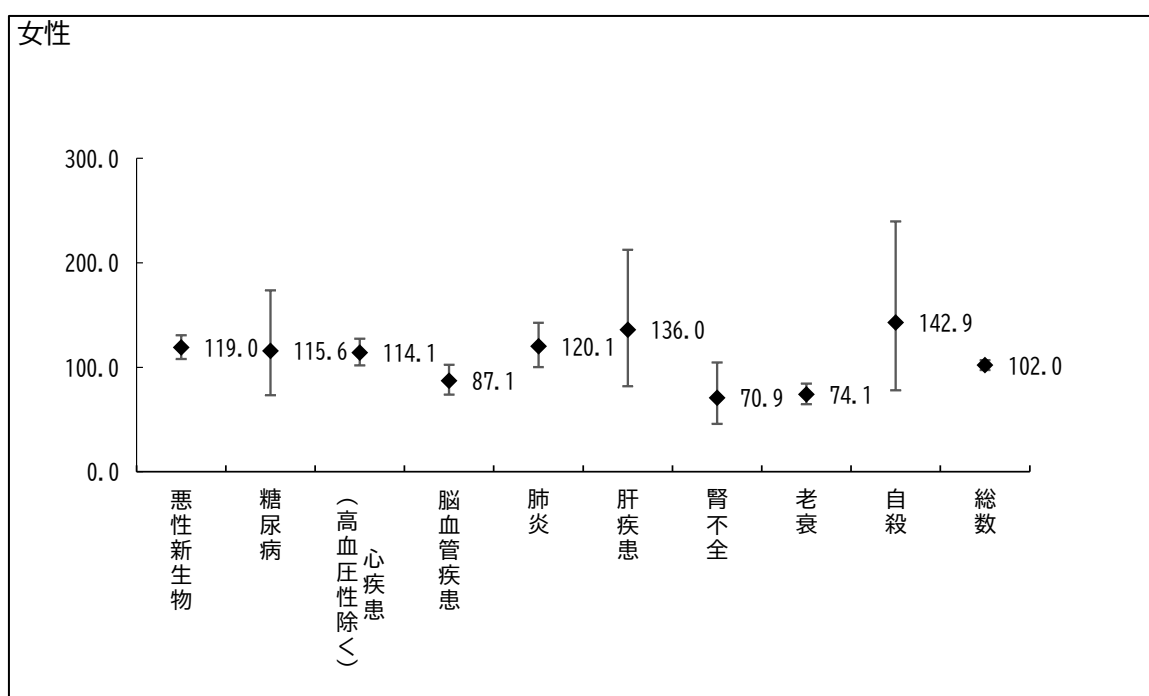


図 12. 疾患別死亡状況(女性)

資料：健康指標 30 (令和3年度)(静岡縣市町別健康指標(平成27年～令和元年))

③壮年期(40-64歳)死亡数

壮年期(40歳～64歳)に着目し、死亡数を県内他市町と本市で比較すると、本市の壮年期死亡数は県の平均を大きく上回り、県下で最も高い状況です。

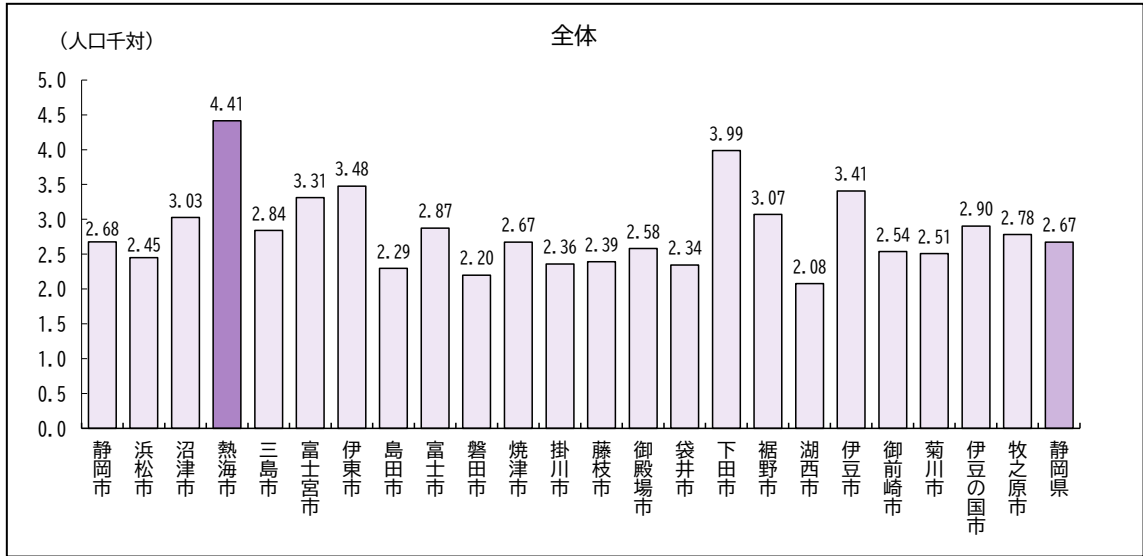


図 13. 県内市町別壮年期(40-64歳)死亡数

資料:静岡県人口動態統計(平成27年～令和元年平均)より作成

(3)健康診査の受診率と生活習慣病罹患状況について

①特定健康診査受診率の年次推移(県との比較)

本市の特定健診の受診率は、平成23年度以降横ばいが続き令和2年度で若干低下しましたが、令和3年度では再び上昇傾向にあります。

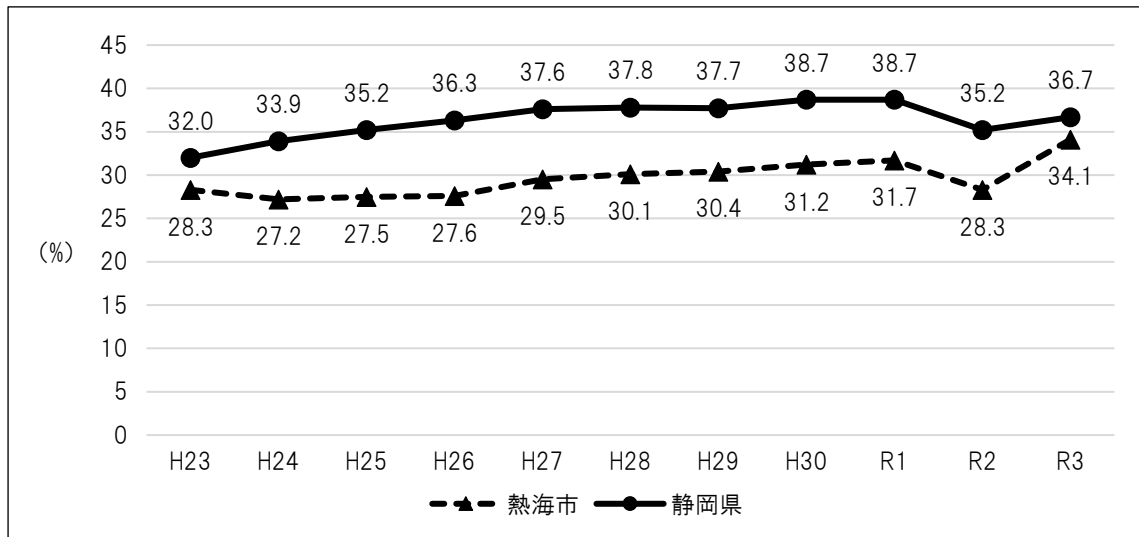


図 14. 特定健康診査の受診率

資料:特定健診法定報告値

この図が示す「静岡県」とは市町国保をいい、「熱海市」とは熱海市国保を指します。

② 歯周病検診受診率の年次推移

成人対象の歯周病健診の受診率は、経年で対象者の1割に満たない状況です。

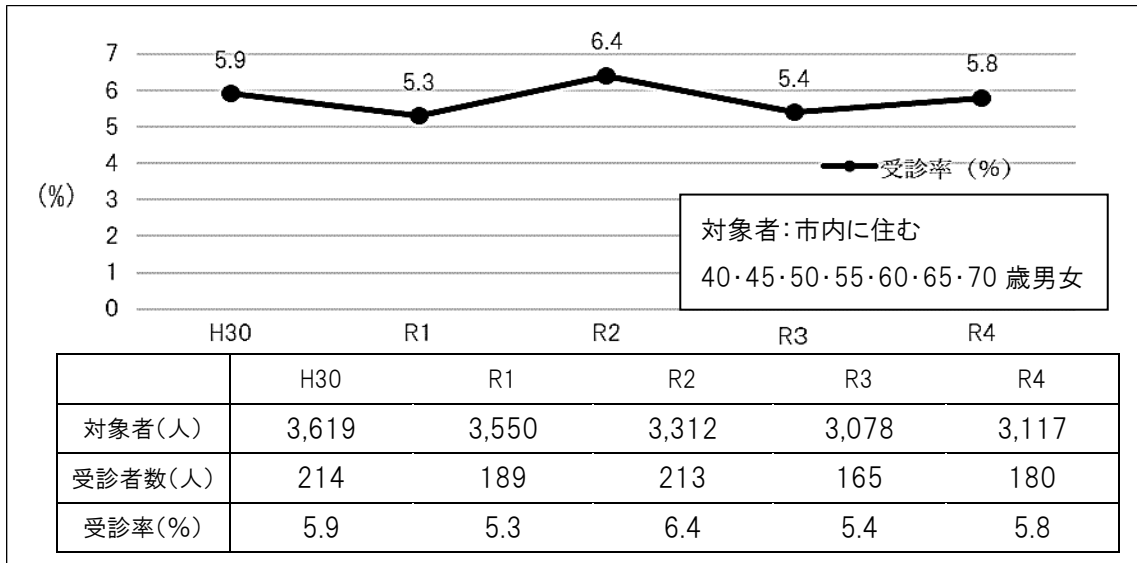


図 15. 歯周病検診受診率の年次推移

資料：熱海市健康づくり課保健事業報告

③ 生活習慣病の罹患状況及び生活習慣

特定健診受診者のうち、生活習慣病の罹患者は男女ともに県に比較して高い状況です。特に男性の糖尿病有病者やメタボ該当者、女性の高血圧有病者の標準化該当比が高い状況です。

また、女性の習慣的な喫煙者・習慣的な飲酒者、男女ともに多量飲酒者、朝食の欠食者が基準（静岡県を100）を大きく上回っています。

表 2. 熱海市の各項目における標準化該当比^{※5}

	男性	女性
メタボ該当者	120.1	107.4
メタボ予備群	105.5	88.0
高血圧症有病者	107.7	105.3
高血圧症予備群	103.8	111.5
脂質異常症有病者	107.5	106.4
糖尿病有病者	124.5	106.3
糖尿病予備群	76.8	73.6
習慣的喫煙者	110.2	197.5
習慣的飲酒者	111.1	201.3
飲酒日の飲酒量 3 合以上の者	178.4	300.1
朝食欠食者	156.5	184.7

資料：令和 2 年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

※5 標準化該当比は、静岡県(市町国保・国保組合・共済組合・健保組合・協会けんぽ)の結果と熱海市(熱海市国保・共済組合・健保組合・協会けんぽ)の結果を比較した値である。静岡県を100(基準)としているため、熱海市の標準化該当比が100より大きい場合、熱海市の該当出現率は静岡県より高いことを表します。

(4)子どもの体格について

①痩せについて

痩せ傾向にある人は、中学生男子を除き、県と比較して多い状況です。

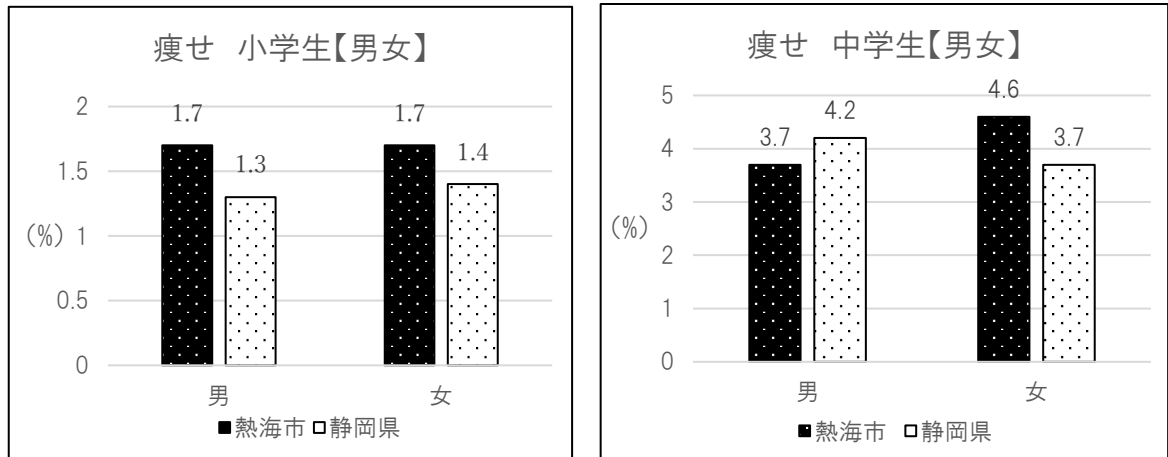


図 16. 小・中学校における痩せ傾向児・生徒の出現率

資料 熱海市: 令和4年度「育つ熱海っ子」

静岡県: 令和4年 「静岡県学校保健統計調査」

②肥満について

肥満傾向にある人の割合は、県と比較してすべて高い状況です。

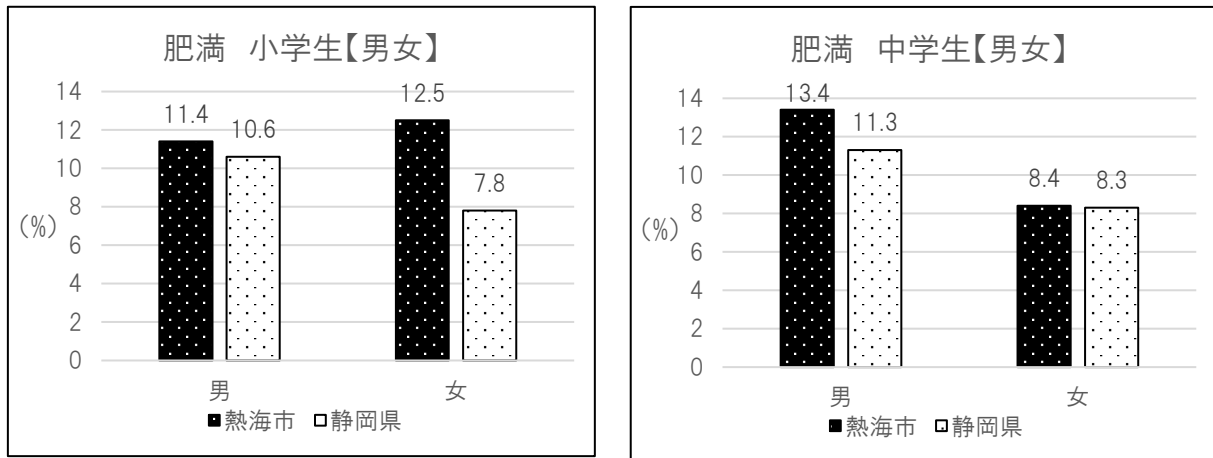


図 17. 小・中学校における肥満傾向児・生徒の出現率

資料 熱海市: 令和4年度「育つ熱海っ子」

静岡県: 令和4年 「静岡県学校保健統計調査」

「痩せ」とは、小中学生において肥満度-20%以上の人、「肥満」とは、小中学生において肥満度 20%以上の人を指します。
 肥満度は、 $\frac{\text{実測体重(kg)} - \text{身長別標準体重(kg)}}{\text{身長別標準体重(kg)}} \times 100(\%)$ [標準 -20 以上~20 未満] で算出されます。

(5)大人の肥満について

肥満者の割合は、男女ともに県の結果より高い傾向がみられ、男性は 59.2%、女性は 26.8%となっています。

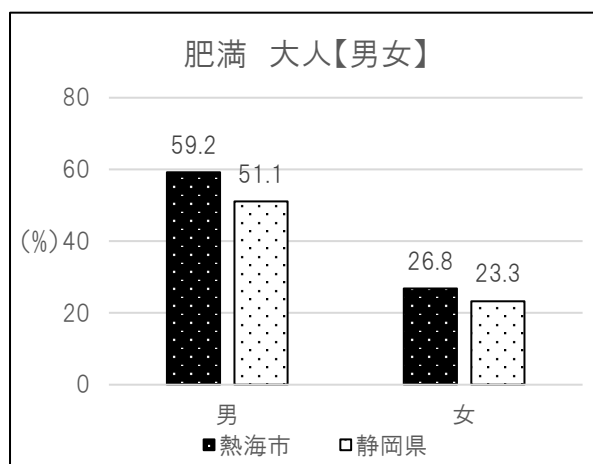


図 18. 肥満傾向の人の割合(40 歳以上)

資料: 令和 2 年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ(静岡県)より作成

肥満者とは、次のうち 3 項目のいずれかに該当する者を指します。

①BMI25 以上で腹囲男性 85 cm以上、女性 90cm以上 ②BMIのみ 25 以上 ③腹囲のみ男性 85 cm以上、女性 90cm以上

BMI とは、肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、肥満や低体重(痩せ)の判定に用います。

BMI(Body Mass Index)=体重(kg)÷身長(m)² で算出されます。

3. 食育の意識と共食について

本市は平成22年1月より食育推進計画に沿った食育推進の取組を行っています。食育に関心がある人の割合は、国と比較して低い状況です。

また、家族揃って食卓を囲む「共食」を推進していますが、子どもがいる家庭においては、家族揃って食事をする「共食」は、コミュニケーションの場として必要であると答えた一方で、家族のライフスタイルが異なることから「共食」ができない家庭が多くある現状です。

(1) 食育の関心について

食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答された方は 69.1%でした。これは、県と比較して食育に関心がある人の割合が低い状況です。

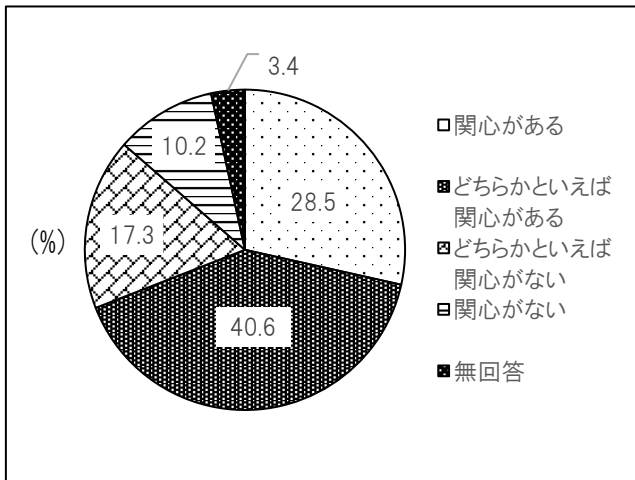


図 19. 食育に関心のある人の割合

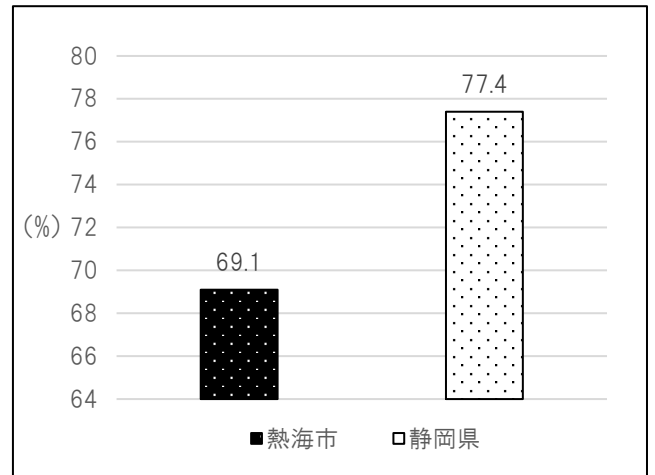


図 20. 食育に関心のある人の割合(静岡県との比較)

資料: 令和4年実施「市民アンケート」

(2) 共食について

① 必要性について

共食を大切だと感じる保護者は大多数であり、その理由は「家族のコミュニケーションの場である」、「食事マナーを教える教育の場」の順に回答者が多いです。

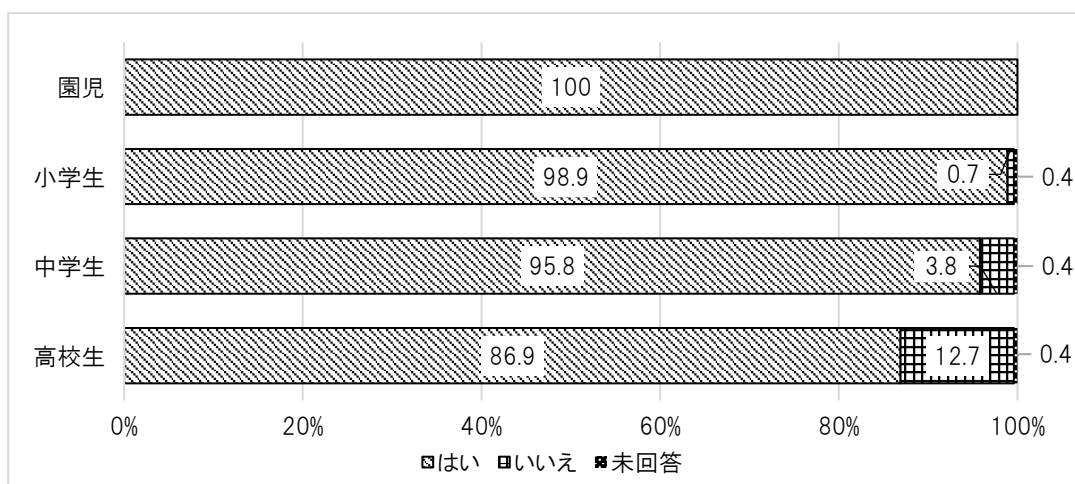


図 21. 共食を大切だと思う人の割合

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

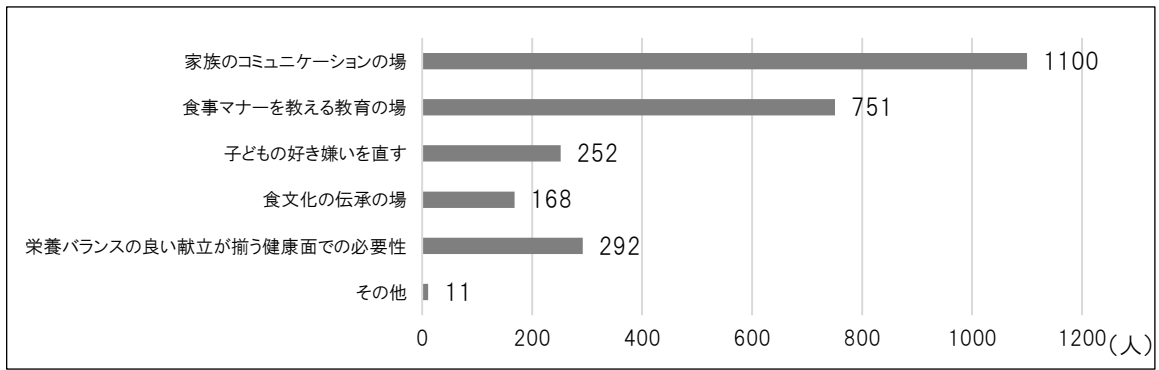


図 22. 共食を必要とする理由

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

②子どもがいる家庭における共食の実施状況について

共食がおおよそ出来ていると答えた家庭は、平成27年度と比較して減少傾向にあります。特に、幼稚園・保育園の朝食での結果は大きく減少しており、朝食での共食を実施することが難しい状況にあることが分かります。

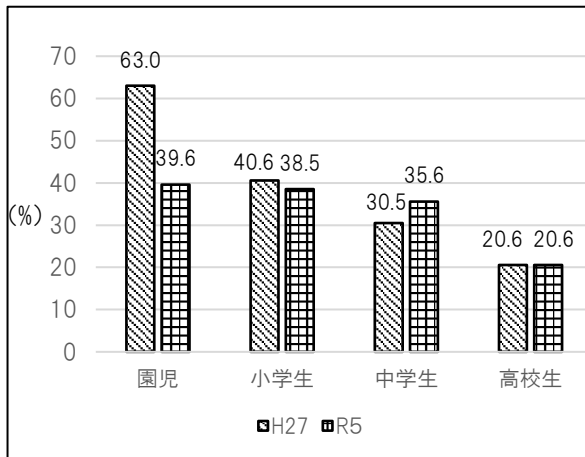


図 23. 共食の実施状況(朝食)

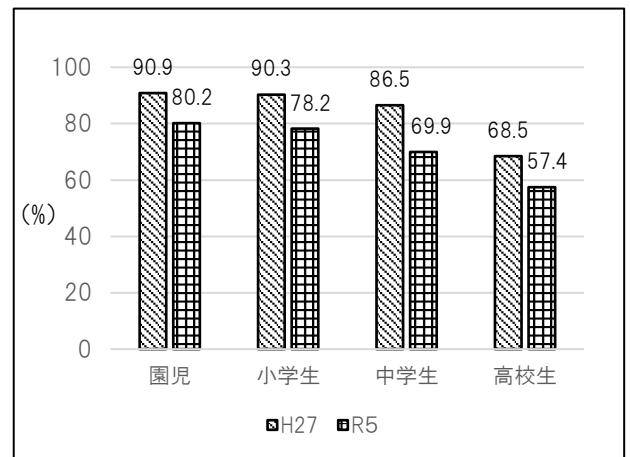


図 24. 共食の実施状況(夕食)

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

③共食の普及について

「共食」の推進運動「0のつく日は家族でご飯^{※6}」を知っている割合は、14.2%でした。

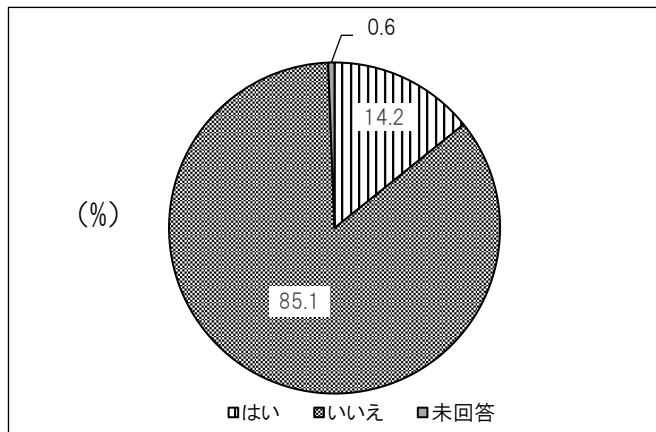


図 25. 「0のつく日は家族でご飯」を知っている人の割合

※6 「0のつく日は家族でご飯」とは、毎月10日20日30日に「共食」を勧める事業であり、市内協力店のサービスの提供により販売促進を行うことで、市内全体で共食を推進する事業です。

資料: 令和4年度実施 「市民アンケート」

4. 食生活を中心とした生活状況

子どもの生活習慣について、学校がない日では、おやつや時間を気にせずに食べる傾向にあります。また、年齢が高くなるにつれて、朝食の喫食状況やジュース等の飲料水の飲み方など、食習慣が悪化しています。

(1) 子どもの状況

① 朝食の状況について

朝食の喫食率は、平成27年度の調査時に比較して令和5年度で保育園・幼稚園は微増ですが、その他の対象ではいずれも減少しています。高校生では、朝食を食べた割合は71.8%と年齢が上がるにつれ喫食率が減少していることがわかります。

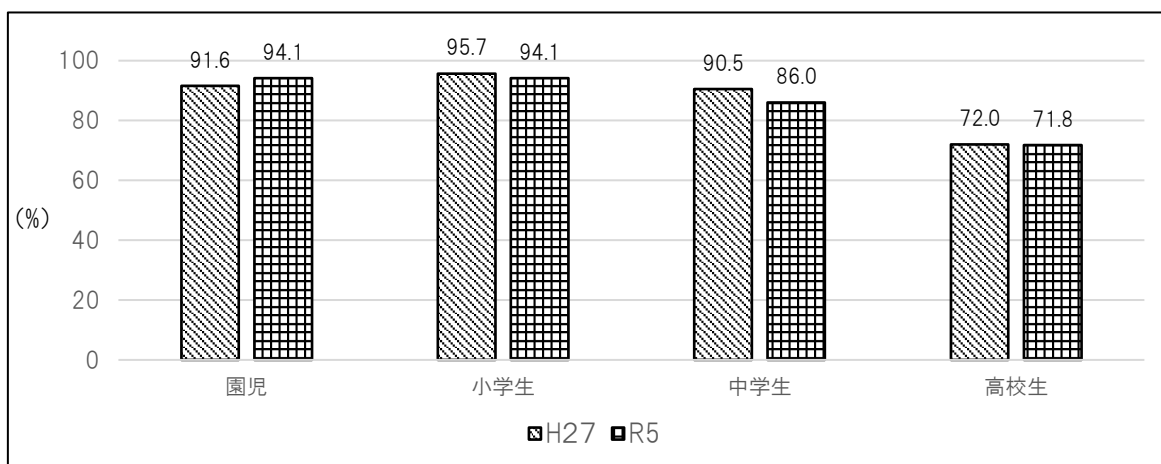


図 26. 朝食を食べた子どもの割合

資料:平成27年度実施 健康アンケート

令和5年度実施 食育に関するアンケート

② 栄養のバランスについて

「主食」「主菜」「副菜」が揃う栄養バランスの整った食事を1日2回以上、ほぼ毎日揃っている家庭の割合は、どの年代においても大きな差はみられませんでした。4割の方が、1日2回以上バランスの良い食事を食べていることがわかりました。

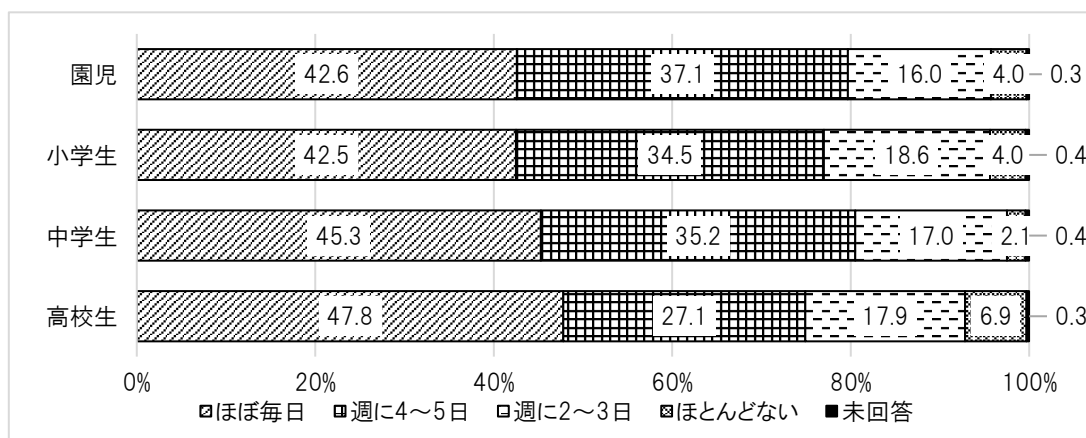


図 27. ほぼ毎日「主食」「主菜」「副菜」が揃う人の割合

資料:令和5年度実施 食育に関するアンケート

③夜食の状況について

夜食をとる子どもの割合は、保育園・幼稚園を除いて平成27年度の調査結果に比べ、令和5年度で減少しています。

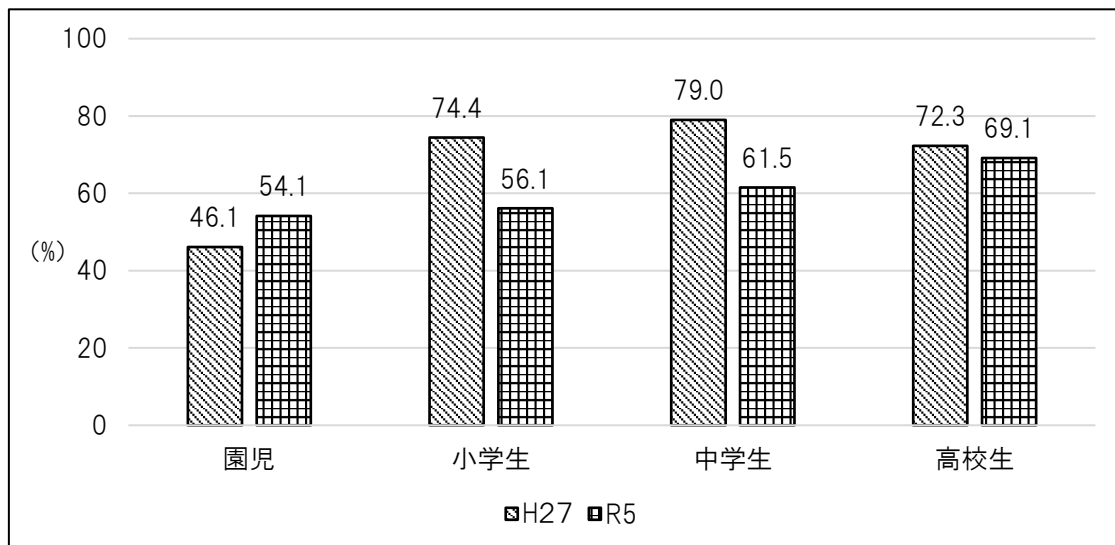


図 28. 夜食をとる子どもの割合(前回調査との比較)

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

④間食の状況について

子どもの間食の状況は、平成27年度調査に比較して令和5年度調査で間食の量を決めて食べる人は大きく減少しています。また、時間を決めて食べる人も減少していることがわかります。

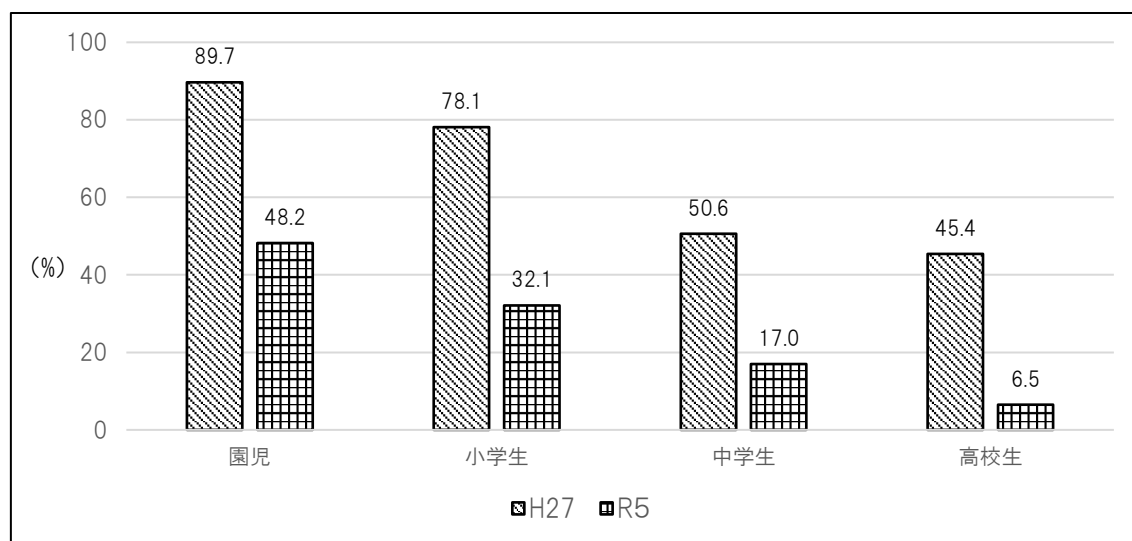


図 29. 間食の量を決めて食べる子の割合(学校のない日)

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

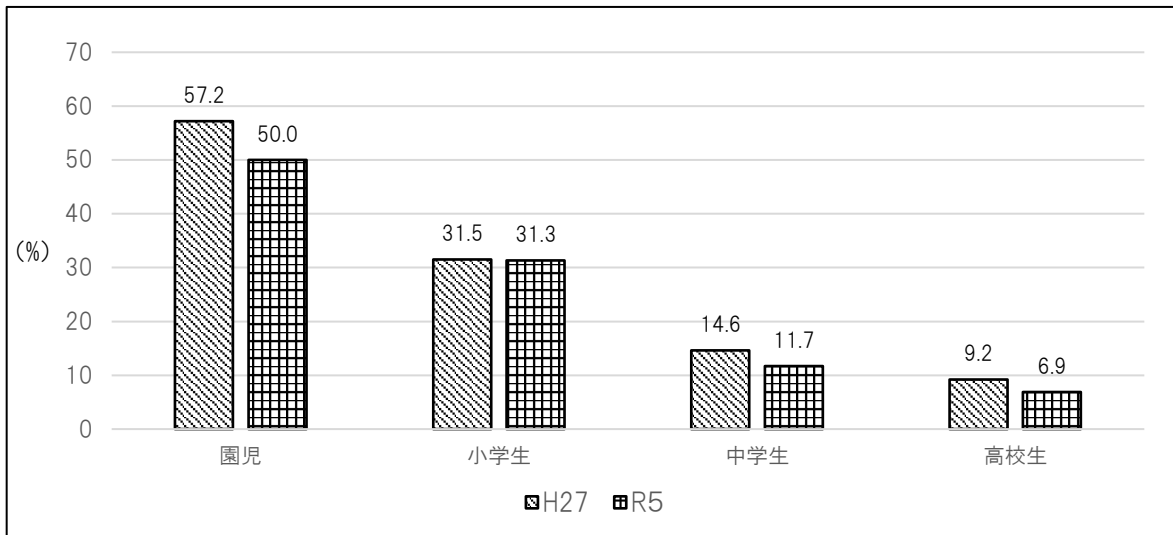


図 30. 間食の時間を決めて食べる子の割合(学校のない日)

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

⑤ 飲み物について

ジュース等を飲む習慣がある子どもの割合は、年齢が上がるにつれ増加しています。特に、高校生では毎日飲む割合が 24.1%という状況です。

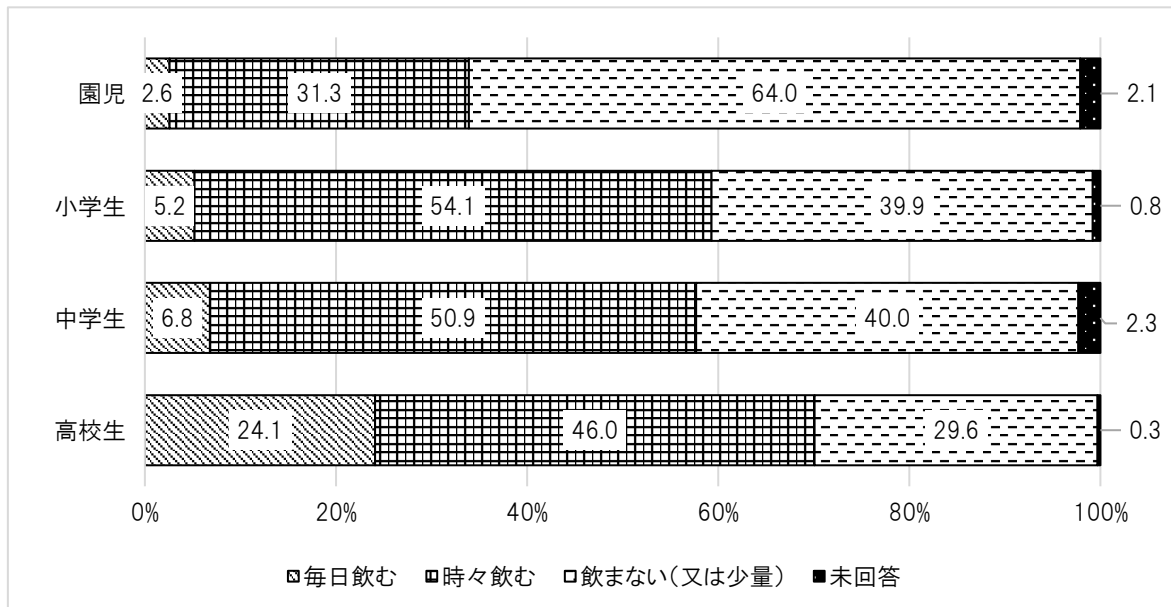


図 31. ジュース等を習慣的に飲む子どもの割合

資料: 令和5年度実施 食育に関するアンケート

(2)大人の状況

大人が普段取り組んでいる良い食習慣は、平成27年度の調査と比較して「間食はあまりしない」を除く良い食習慣の項目で、実施していると回答した人が増加傾向にあります。

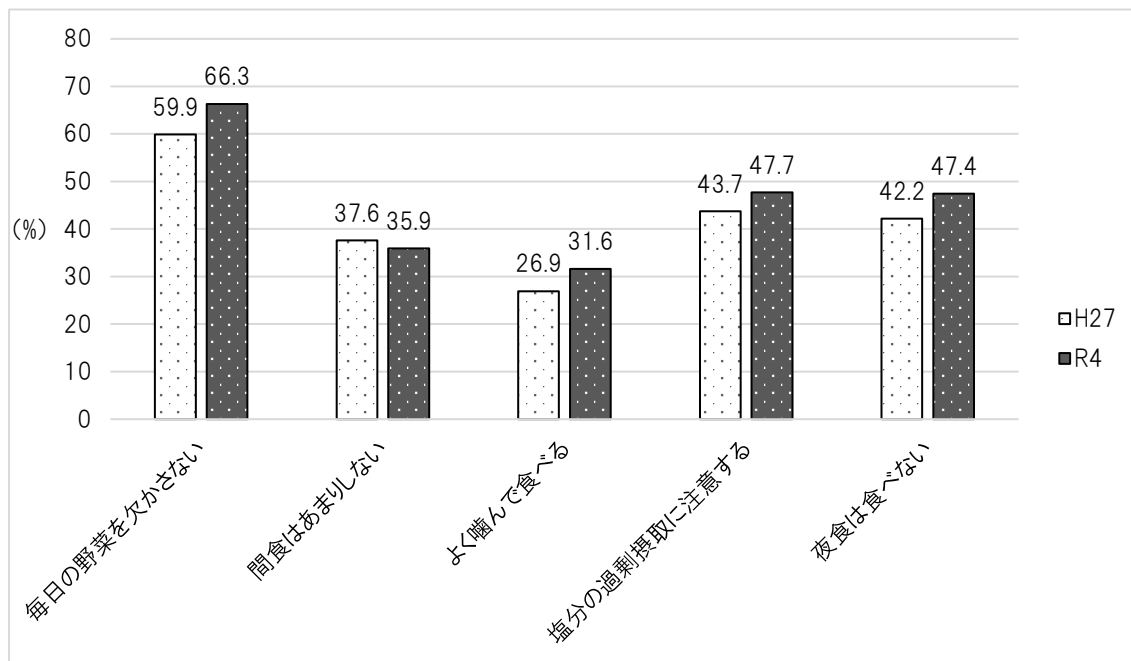


図 32. 大人の良い食習慣の実施について

資料:平成 27・令和 4 年実施「市民アンケート」

上記の項目のうち、毎日の野菜を欠かさないと答えた人の中で、毎日5～6皿の野菜を食べている人が 1.7%、7皿以上が 0.7%でした。この結果から1日に 350g 以上の野菜摂取ができている人は、全体の 2.4%でした。(1日に5～6皿以上の野菜摂取は、国が定める1日の野菜摂取量 350g に達する量です。)

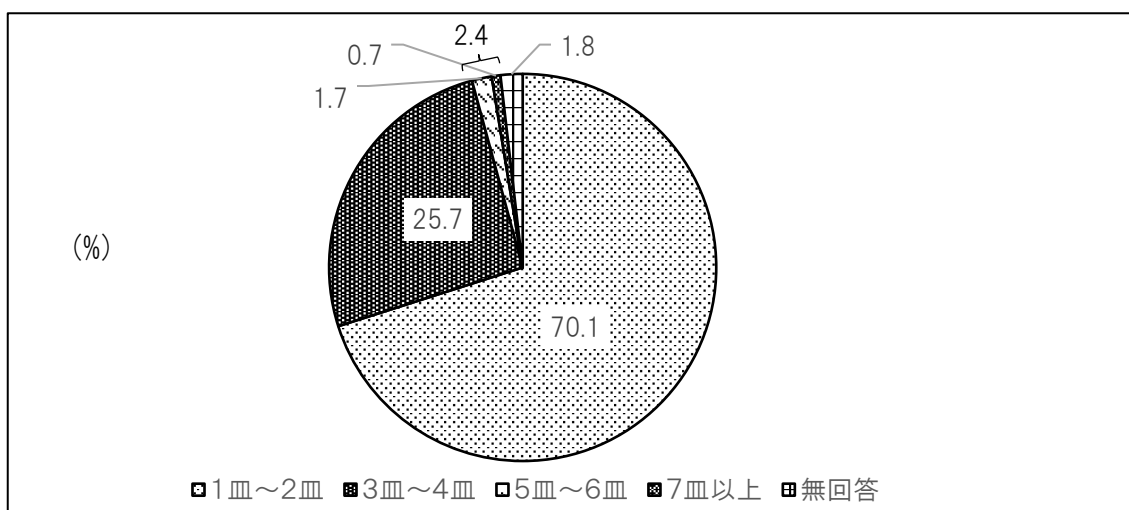


図 33. 大人の毎日の野菜摂取量

資料:令和 4 年度実施「市民アンケート」

5. 本市の課題

本市の特徴から考えられる課題

本市は、第三次産業が大半を占め、不規則な生活になりがちと言われるサービス業に従事する人が多く、健診受診率も低いことから健康への影響が心配されます。

また、高齢化率が48.5%と高く、坂道が多い地形から買い物等の外出に影響する高齢者も多く存在し、外出支援や食生活支援が課題と言えます。特に高齢者の単身世帯が多い本市では、ソーシャルキャピタルの必要性が高まっていますが、県外から転入される高齢者も多く、近所とのつながりの希薄さなど課題として挙げられます。

また、第一次産業が少ないため農林漁業を身近に感じることが少ないことから、小さい頃から食育を体験する機会を設け、食材への親しみや関心を高める取組が大切であると考えられます。

健康に関する状況

本市の平均寿命が県の平均寿命より短いのは、疾病状況と深く関係すると考えられます。生活習慣病罹患率や死亡状況を県平均と比べると、ほとんどの項目が平均を上回る状況です。その背景には、「朝食を食べる人の割合の低さ」「野菜摂取量不足」などの食習慣をはじめ「飲酒」「喫煙」等が原因として考えられることから、健康によい生活習慣の啓発活動は今後も必要です。

各種健康診査の受診率は、県の平均より低く健康への関心の低さが心配されます。定期的に健康診査を受ける等、健康への関心が高まるような働きかけに力を入れる必要があります。特に食習慣は幼児期から確立されるため、子育て世代の健康の意識の向上にも努める必要があります。そのためには、家庭での食育にあわせて幼稚園・保育園、学校でそれぞれの食育の取組が行われることで広く一体的に食育が浸透されることが大切です。

また、子どもの年代や性別によっては、肥満者の割合が県平均より上回ることから、将来、生活習慣病の予備群にならないために保護者を含めた生活・栄養指導が必要です。

歯の健康については、成人の歯周病検診の受診率は低く、「歯の健康」への意識の低さがうかがえます。高齢者になってもよい食生活を営むには、失う歯を少なくし、よく噛んで味わって食べる必要があります。成人期からの「歯の健康」の意識を高め、歯周病検診の受診率向上に努める必要があります。

食育の意識と共食について

本市の共食の推進運動として立ち上げた「0^{ゼロ}のつく日は家族^{みんな}でご飯」事業の認知度は低く、今後もよりわかりやすい広報と市民と一緒に考える食育推進活動を行なっていく必要があります。

共食の実施状況では、共食は家族のコミュニケーションの場として必要と捉えている家庭が多い一方で、共食が出来ていない現状もあります。家族が揃うと栄養バランスのよい食事内容になる傾向があることから、今後も「家族が揃う食事の良さ」を市民にわかりやすく浸透するように啓発内容を考えます。一方、単独世帯については、家族以外との共食の機会をつくり、共食を推進する取組も大切です。今後も関係団体と連携・協働した食育推進に取り組み、地域全体で食環境を整え、食育に関する意識の向上を目指す必要があります。

食生活を中心とした生活状況

子どもの生活状況は、幼児期から高校生へ年齢が上がるにつれ、朝食を食べる子どもやおやつ^{の量と時間を決めて食べる子どもの割合が減り、ジュース等の飲料水を飲む習慣や、夜食をする子どもが増えます。}これは、親から自立する過程として子ども自身の生活習慣・食習慣が確立していく表れとして考えられます。幼児期から身に付く家庭での習慣が最も重要と考えられ、家庭で食育を推進するため、保護者への支援が必要となります。また、幼稚園・保育園、学校での食育の一環でも適切な食習慣について周知し、子ども達が自ら学ぶ機会を作ることも必要です。

大人の生活状況は、生活習慣病予防の観点から良い食習慣を促す必要があります。特に循環器疾患の多い本市の特徴から、「減塩の推奨」や「野菜摂取量の増加」を中心に働きかける必要があります。

第3章 ～食育推進の取組について～

1. 食育推進に関する取組戦略

(1) 基本的な考え方

～「美味しい食事」をするための「腹ペコ」の推進～

初期計画が策定された当初から大切なキーワードとしている「腹ペコ」は、時代の流れとともに移りゆく様々な課題のどれにも共通して、大切である揺るがない方針といえます。これまでの方針を引継ぎ、「腹ペコ」を基本としながら下記の4つの視点を合せて食育推進に取り組んでいます。

腹ペコポイント

(1) 体を動かす

体を動かした日の食事が「美味しい」と感じる経験をした人は多くいるはずですが、また、遠足や運動会のように体をたくさん動かした時に食べるお弁当のおいしさは忘れられないものです。運動や身体活動を増やしてエネルギーを使うことが、「腹ペコ」の近道です。

(2) 間食・夜食

間食を食べる時間や食べる量に配慮せず、食べたいときに食べたい分だけ食べるような食べ方は、「食事が食べられない」「おいしいと感じない」「偏食になる」など、食生活に悪い影響を与えません。また、夜食も量や時間に配慮をせず食べたり、習慣化したりすると翌日の朝食の欠食につながる要因のひとつと考えられます。

(3) 規則正しい生活リズム

一日三回、規則正しく食事をする事は、私たちの体に備わっている生体リズムを正しく機能させることにつながり、体によいと言われていています。いつも決まった時間帯に食事を食べることで、体は食事時間に合わせて消化の準備を行い、自律神経を整えるためのホルモン分泌に良い影響があると言われていています。規則正しい生活を送ると、毎日決まった時間にお腹が空き、毎食食事が美味しく食べられます。

(4) 楽しい食卓 忘れられない味

「今までに食べた忘れられない料理は？」と聞くと、そこには、その料理と一緒に食べた家族や仲間も思い浮かびます。料理は「美味しい」だけではなく「楽しい」が加わると心の栄養になります。家族で食卓を囲み季節の料理や行事食を楽しむことは「楽しさ」を演出します。更に「腹ペコ」と「楽しさ」を組み合わせるといつまでも心に残ります。

(2) 目標達成のための3つの重点施策

本市の食育の目指す姿の実現のための3つの基本目標「よい食生活が健康な体をつくる」「楽しい食生活が心を豊かにする」「地域全体で食生活を考える」の達成のために、特に注力して取り組む事項を次のとおり、「重点施策」とします。

基本目標① よい食生活が健康な体をつくる

◆重点施策Ⅰ 正しい「食」を知る・伝える

- ・各年代によって食の課題は異なります。いつまでも健康であるための食にまつわる課題を解決するためには、各人が人生を経験する過程でその都度、正しい「食」について知り、実践することが大切です。
- ・身に付けた「食」に関する知識は、個人だけのものではなく、家族や友人、地域、次世代へと伝えることでさらに幅広く実践されます。

主な取組施策

食に関する知識の普及・啓発事業、生活習慣病の発症・重症化予防事業 など

基本目標② 楽しい食生活が心を豊かにする

◆重点施策Ⅱ 楽しい「食」の経験を持続させる

- ・「腹ペコ」で食べた食事の美味しさや、たくさんの人と囲んだ食事、食材を育てる過程に携わるなどの食育体験は、体験した人々の楽しい「食」の経験となり、私たちの心を豊かに育みます。
- ・いつまでも楽しい「食」の経験が持続されるためには、食が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物を選んだり、食品ロスを削減したりといった食生活の実践も不可欠です。

主な取組施策

共食や農林漁業体験など食育を体験する機会の拡充、環境にやさしい食生活の普及・啓発など

基本目標③ 地域全体で食生活を考える

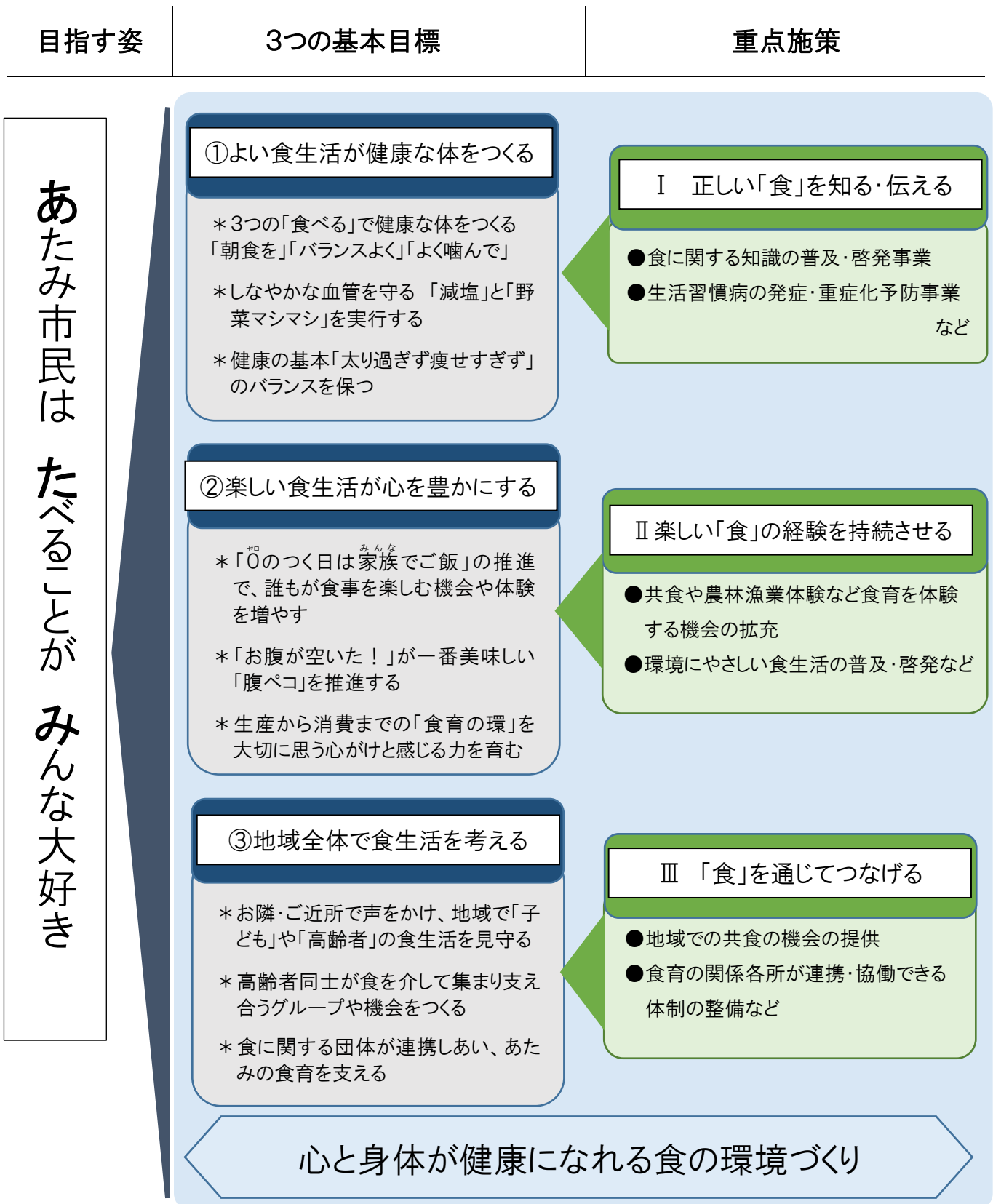
◆重点施策Ⅲ 「食」を通じてつなげる

- ・社会環境の変化に伴って、個人の食への意識や世帯構成が変化したり、様々な生活状況により、健全な食生活の実践が困難な場面が増えたりします。お隣、ご近所の声掛けなどが相互に食生活の見守りにつながります。
- ・食の団体同士が連携・協働し合い、地域での食を通じた交流の機会から熱海の食育を支え合います。

主な取組施策

地域での共食の機会の提供、関係各所が連携・協働できる食育推進体制の整備など

○取組施策の体系



2. 各年代に関わる食生活の課題と方向性

妊娠期・授乳期

～バランスの良い食事を心がける。妊娠前からしっかり準備を！～

妊娠期や授乳期の食事は、お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育にとって大切な時期です。しかし、妊娠前に低体重(痩せ)であった女性は、ふつう体型であった女性に比べて早産や低出生体重児を出産するリスクが高い報告があり、課題となっています。妊娠は食を見直す機会となりますが、健やかな赤ちゃんを迎える準備は、妊娠前の食生活から繋がっているため、妊娠前からの健康な身体づくりや適切な食習慣の形成が重要です。また、産後もしっかり栄養をとることは、母体の回復や赤ちゃんの栄養となる母乳のためにも必要です。

乳幼児期

～食べる意欲を育てる。その秘訣は、初めての食の体験にあり！～

乳幼児期は、身体の発育はもちろん、味覚の形成、感覚機能、咀嚼機能などの発達が著しい時期です。初めてのものを口にする授乳や離乳食を通じて食生活の基礎が作られる時期です。食べる楽しさや食べ物のおいしさを知り、食への興味関心が高まる時期でもあります。家庭の食卓から家族の食習慣を身につけて、それを基盤に幼稚園・保育園などでの給食や食育体験などの経験を広げることが自発的な食行動を学び、形成することに大きく影響します。

学童期～思春期

～「食」の知識や習慣を蓄える。家庭や仲間との共同生活から食生活の基礎を学ぶ！～

心身の発達が著しく、家庭での習慣を基本として食習慣が固まる時期です。家庭での食習慣の影響を大きく受けることから家庭での栄養バランスの良い食事や規則正しい生活リズムを学び、健康を維持する生活習慣の基本を覚えます。また、学校での給食や教科学習を通して食の知識やマナーを学ぶ機会が増えます。年齢が上がるにつれて、保護者への依存は少なくなるため自らが身につけた正しい知識を学んだり、良い食習慣を継続したり、実践したりすることが必要です。

青年期

～自ら選んで食べる力を養う。よい食習慣を実践する！～

ライフスタイルの変化により、これまでの家庭中心の食事から、お惣菜やお弁当、ファストフード等の利用や外食など選んで食べる食事が増える時期です。また、学業や仕事が忙しい時期でもあり、食事が疎かになりがちです。この時期の食育は、自分で食べる力を身に付ける上で、重要な位置づけとなります。今までに習得した知識を活かし、自分に合った食生活や健康管理を自ら実践することが大切です。

壮年期・中年期

～食生活に気をつける。健康づくり・健康増進に努める！～

仕事や家庭での役割が活動的であり、生活リズムや食生活が不規則になりがちです。これまでの生活習慣が要因となり生活習慣病を発症することが多くなります。また、加齢に伴い身体機能が低下し、健康や体力に不安を感じる時期でもあります。自己管理による健康状態の把握と、生活習慣病予防のためによりよい食生活へ正していくことが必要です。特に様々な生活習慣病やメタボリックシンドローム予防のために、これまでの食生活を見直し望ましい食習慣を身に付けることが大切です。

高齢期

～みんなで食べる食事は楽しい。“食べる”を共に地域交流で“いきいき”！～

高齢期では、一人暮らしや少人数の世帯による食への関心の薄れ、それによる食事の支度への影響、不規則な食生活や栄養バランスが乱れるなどの課題が上がる時期です。

食を介した地域交流など社会参加できる地域づくりを目指し、食べるのが楽しいと感じ取れる場所や、共に食べる仲間をつくり、お互いに支え合う地域づくりが必要です。個人の問題として考えるのではなく、地域全体でとらえます。

前期高齢者(65歳～74歳)

加齢に伴い身体機能の低下が見受けられる時期です。メタボ予防からフレイル予防へシフトチェンジされます。フレイル予防の観点からも栄養バランスのとれた食事に加えて、食品に多様性を持たせることが大切です。

また、咀嚼や嚥下機能を維持することがオーラルフレイル^{※7}から招かれる低栄養を防ぎます。

後期高齢者(75歳～)

健康状態の個人差が大きい時期です。自身の体調や状態に合わせた食事が大事ですが、食事をすることの楽しみや喜びを感じられるような食材や環境を選び、心身ともに豊かに過ごすことが大切です。

3. ライフコースを見据えた食生活の備えと考え方

人生を成長過程によりいくつかの区分で表すことをライフステージといいます。このライフステージの考え方とは別に、個人が一生の間に辿る道筋をライフコースと呼びます。ライフコースを辿る上で、万一の災害時や傷病時などは、誰にでも起こりうる状況です。そのような心身の健康を良好な状態に保つことが難しい状況下においても食事と栄養は、生活を維持するために大きく関与します。万一の有事の際にもできる限り健康な状態に近づくために、誰もがどんな時にも出来ることから食に関して備えることが大切です。

災害時

災害発生からライフラインの復旧まで1週間以上を要するケースが多く、支援物資が届かないことやスーパーやコンビニで食品が手に入らないことも想定されます。最低3日～7日分×人数分の家庭での備蓄が必要です。日頃から非常食や保存食を多く備え、ローリングストックを活用して上手に備えます。

傷病期間等

健康状態によっては、エネルギーや食塩摂取量など栄養量を調整したり、咀嚼・嚥下機能に合わせたりした食事が必要になることもあります。病態に応じた食事が必要な時に病院や高齢者施設、保健センター等の管理栄養士を相談先として利用します。万一の傷病期間の時にも、栄養状態を良好に保つことで、治療効果や病状の回復が期待できます。

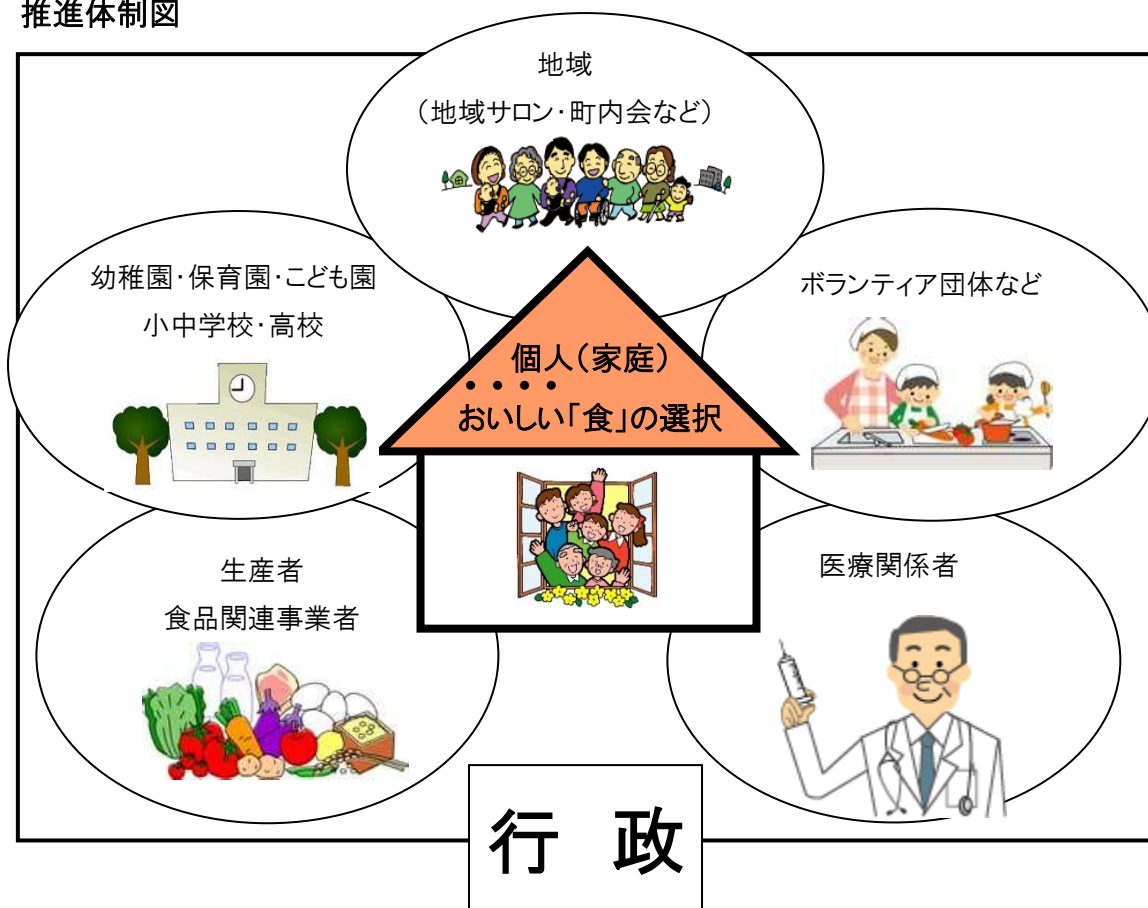
※7 オーラルフレイルとは、オーラルは、英語で「口腔」を意味し、口腔機能の衰えが全身の老化に影響するという考え方を指します。

4. 各領域における食育の役割

食育に関する各課題の解決や目標達成のために各領域(「家庭」「学校及び幼稚園・保育園・こども園(以下、保育所等)」「地域」「食に関わる関係団体」)が、異なる役割を担い、特性を活かして一体的に食育を推進することが不可欠です。各領域が、基本理念に基づき相互に連携・協働して取り組まれるよう、行政が調整役となり市民中心の体制づくりを行います。

領域	役割
家庭	個人が、様々な領域からの情報を得ることでそれぞれのおいしい「食」の選択から食生活を営みます。また、家庭の食生活は、子どもの食生活の基盤を作り、次世代の食生活の基礎を作ります。
学校・保育所等	子どもの成長に応じた「食育」を展開します。この領域では、給食や食育の事業などを通して、乳幼児期に「食べることは楽しい」という経験を積み、小学校・中学校・高校で正しい食生活の知識を身に付け、実践するまでを育みます。また、この時期の食育が家庭や子どもたちの将来の健康に還元されます。
地域	誰もが住み慣れた地域で食事を楽めるように地域資源の活用や食を通じた、仲間づくりなどから食事を介した交流ができる地域づくりをすすめます。
食に関わる関係団体	各団体の特性を活かした食育活動を展開し、多くの市民に正しい・楽しい「食」を経験できる食育の機会をつくります。また、他団体と協働・連携することによって活動の幅を広げ、さらなる食育の展開を進めます。
行政	各領域での食育に関する情報収集や公開に努め、円滑な食育推進がなされるように取り組みます。また、領域同士が協働・連携して食育が実施されるように調整します。

推進体制図



5. 領域別・基本目標別具体施策

目標達成のために、各領域(「家庭」「学校・保育所」「地域」「関係団体」)が、基本目標別に望ましい具体的事項を実践できるように食育推進を支援し様々な取組を行います。

基本目標① よい食生活が健康な体をつくる

- * 3つの「食べる」で健康な体をつくる ～「朝食を」「バランスよく」「よく噛んで」～
- * しなやかな血管を守る「減塩」と「野菜マシマシ」を実行する
- * 健康の基本「太り過ぎず痩せすぎず」のバランスを保つ

◆重点施策Ⅰ 正しい「食」を知る・伝える

実現のために下記の「具体的事項」が領域別に実践できるよう支援します

領 域	目標達成のための望ましい具体的事項
家庭における食育推進	<p>【妊婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則正しい食生活を実践する <input type="checkbox"/> 栄養バランスのとれた食事と薄味に心がける <input type="checkbox"/> 妊娠中の体重増加は適正範囲を心がける <input type="checkbox"/> 定期的に妊婦健診や歯科健診を受けて健康管理に気を付ける <p>【子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則正しい食生活を実践する <input type="checkbox"/> 「早寝・早起き・朝ごはん」を実行する <input type="checkbox"/> 朝食の内容は「あ・た・みの朝ごはん」を意識する (あ:あったかいもの た:たんぱく質のもの み:みどりのもの) <input type="checkbox"/> ゆっくりよく噛んで食べる <p>【成人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 規則正しい食生活を実践する <input type="checkbox"/> 毎食野菜料理を食べるように心がける <input type="checkbox"/> 栄養バランスのとれた食事と薄味に心がける <input type="checkbox"/> 定期的に健康診査を受診し健康管理を行う <input type="checkbox"/> 定期的に歯科検診を受診し、口腔内の健康管理を行う <input type="checkbox"/> 適正な体重と必要な食事量や内容を知る <p>【高齢者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 低栄養やフレイル予防に努め、栄養バランスのよい食事に気をつける <input type="checkbox"/> 食を介した交流会等に積極的に参加する <input type="checkbox"/> 定期的に歯科検診を受診し、口腔内の健康管理を行う
学校・保育所等における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 朝食を食べることや、バランスのよい食事をする必要性を教育する <input type="checkbox"/> 早寝・早起き・朝ごはん国民運動を推進する <input type="checkbox"/> 「あ・た・みの朝ごはん」を推進する <input type="checkbox"/> 給食を通じた食育活動に取り組む

	<input type="checkbox"/> 子ども達が、自分の食べられるものや食べられる量を見極めて食事を食べられるように支援する <input type="checkbox"/> 素材の味を活かした給食の提供から薄味でもおいしいと思える子どもを増やす <input type="checkbox"/> 「よく噛んで食べる」ことを推進する <input type="checkbox"/> 学校保健委員会において、親子を含めて食生活の大切さを考える機会を設ける <input type="checkbox"/> う歯予防のための取組を行う <input type="checkbox"/> 無理なダイエットや栄養バランスの改善について伝え、適正体重を指導する
地域における食育推進	<input type="checkbox"/> 健康づくり食生活推進員等が、地域において料理の紹介や減塩の推進を行う <input type="checkbox"/> 健康づくり推進委員が、地域において市民健康診査の受診勧奨や健康教室の参加等呼びかける <input type="checkbox"/> 町内会や地域サロンで食に関する教室を開催する <input type="checkbox"/> 地域のボランティア団体が「噛む」大切さ等を普及する
食に関わる関係団体における食育推進	<input type="checkbox"/> 健康づくり食生活推進協議会等が料理教室の開催や健康まつり等のイベントにおいて野菜料理の普及活動や減塩推進活動を行う <input type="checkbox"/> 医師会主催による講演会の開催で、健康と食生活の関わりが大切であることを伝える <input type="checkbox"/> 歯科医師会による8020運動の実施や、歯の衛生週間に合せたポスター展などを行い、市民の口腔内の健康意識を向上させる <input type="checkbox"/> 企業や事業所が職員の健康管理を目的とした健康づくりを促進する機会をつくる

— 各領域の食育推進を支援するため下記のことに取り組みます —

- 妊婦を対象とした「両親学級」の開催と栄養相談を実施する
- 乳幼児を対象とした教室の開催や栄養相談・栄養指導を行う
- 市民を対象とした健康増進のための「食育セミナー」を開催する
- 青年期・壮年期の食への関心を高めるため、職域、PTAや町内会の青年会に働きかける
- 市民を対象とした生活習慣病予防のための教室の開催や栄養相談・栄養指導を実施する
- 介護予防事業における食の教育をする(低栄養予防・減塩・骨折予防等)
- 介護予防事業における口腔ケアの教育をする
- 学校・保育所、地域団体・各種関係団体と連携を図り、教室や講座等(歯の健康を含む)実施に協力する
- 健康づくり食生活推進員の養成講座を開催し推進員を増やす
- 健康づくり推進委員や健康づくり食生活推進員の活動を支援する
- 広報誌や市内新聞、イベント活動やキャンペーン等で食に関する情報の発信を行う
- 「あたま にこやか ください」の11品目チェックシートを活用したフレイル予防を推進する
- 野菜摂取量を向上させる取り組みを実践する
- 災害時のための食の備えについて普及啓発をする
- 中食や外食などを活用した食事の選び方について周知する

基本目標② 楽しい食生活が心を豊かにする

- *「〇のつく日は家族でご飯」の推進で、誰もが食事を楽しめる機会や体験を増やす
- *「お腹が空いた！」が一番美味しい「腹ペコ」を推進する
- *生産から消費までの「食育の環」を大切に思う心がけと感じる力を育む

◆重点施策Ⅱ 楽しい「食」の経験を持続させる

実現のために下記の「具体的事項」が領域別に実践できるよう支援します

	目標達成のための望ましい具体的事項
家庭における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> □「〇のつく日は家族でご飯」を意識して共食を心がけ、一緒に食べたいと思う人をつくる □料理教室や食育体験できる事業に参加し、食への関心を高める □家庭菜園などを通し、食材が育つ過程を身近に感じる □食欲を邪魔しないおやつを食べ方やジュースの飲み方に気をつける □「もったいない」を心がけて食べ残しや賞味期限切れによる食材の廃棄を減らす □国産や地元の食材の購入で地産地消を心がける □お手伝いを通し食材や料理に触れる機会を増やし、食への関心を高める
学校・保育所等における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> □「給食たより」「保健たより」等で「〇のつく日は家族でご飯」のPRを行い共食の大切さを伝える □「給食たより」「保健たより」等でおやつを食べ方やジュースの飲みすぎに注意を促す □児童・生徒主体の委員会活動等により、おやつを食べ方やジュースの飲みすぎについて考える □「地場の産物」を使った給食メニューで地産地消を勧める □食材の食べられる部分を活用した給食等の提供でフードロスの取組や必要性を伝える □給食の時間等を通して誰かと一緒に食べる食事は楽しい「共食」の実践と必要性を伝える □給食を通して、好きな食べ物を増やす □野菜を育てる等の食育を体験できる取組を行う
地域における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> □健康づくり食生活推進員・健康づくり推進委員により「〇のつく日は家族でご飯」の普及啓発をする □町内会の行事等で、子どもから高齢者まで集まり、食事を楽しむ場を設ける
食に関わる関係団体における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> □地域団体が地場の産物(大根・しいたけ・柑橘等)の食育体験を行う □「〇のつく日は家族でご飯」協力店による共食の推進をする □企業や事業所が「〇のつく日は家族でご飯」に理解を示し、定時で退社する等の取組を実施する □高齢者が買い物しやすい、又は立ち寄りやすくなるような工夫をする

— 各領域の食育推進を支援するため下記のことに取り組みます —

- 「〇のつく日は家族でご飯」を分かりやすいインパクトがある方法で普及する
- 乳幼児健診等や食育講座等で、“おやつ”(ジュース等も)の食べ方について指導する
- 広報誌や市内新聞、イベント活動やキャンペーン等で食に関する情報の発信を行う
- 地元の生産者等と連携を図り、食育体験できる事業を開催する
- 食品ロスの現状を伝え、食べ物を大切にする気持ちを育てるため、パンフレット等の配布を行う
- 関係団体と連携し、食育活動がスムーズに行われるよう調整を図る
- デジタル化に対応した食育に関する情報発信に努める

基本目標 ③ 地域全体で食生活を考える

- * お隣・ご近所で声をかけ、地域で「子ども」や「高齢者」の食生活を見守る
- * 高齢者同士が食を介して集まり支え合うグループや機会をつくる
- * 食に関する団体が連携しあい、あたみの食育を支える

◆重点施策Ⅲ 「食」を通じてつなげる

実現のために下記の「具体的事項」が領域別に実践できるよう支援します

	目標達成のための望ましい具体的事項
家庭における食育推進	<input type="checkbox"/> お隣や近所の「子ども」や「高齢者」に声を掛け、困ったときには市の相談窓口や民生委員に連絡する <input type="checkbox"/> 地域の活動に関心を持ち、食育活動に参加して生産者や地域の人とつながる
学校・保育所等における食育推進	<input type="checkbox"/> 地域の高齢者と子ども達を繋げる地域交流の場を設ける <input type="checkbox"/> 行事食や伝統料理の実践・伝承する
地域における食育推進	<input type="checkbox"/> 町内会・地域サロン等において、高齢者の食生活問題を考え、食事を介した地域交流の場を充実させる <input type="checkbox"/> 高齢者同士で食事会ができるグループづくりを広める <input type="checkbox"/> 民生委員や健康づくり食生活推進員等が「子ども」や「高齢者」に声を掛け、困ったときには市の相談窓口につながる <input type="checkbox"/> 市内の食育推進団体等と協働した取組の実施で食を通じた交流を深める
食に関わる関係団体における食育推進	<input type="checkbox"/> 配食サービス等において高齢者に声掛けを行う <input type="checkbox"/> 関係団体等が料理教室の開催をし、市民の食に関する意識を高める <input type="checkbox"/> 食に関するフェスティバル等の開催を通し、市民の食に関する意識を高める

— 各領域の食育推進を支援するため下記のことに取り組みます —

- 栄養相談・栄養指導(窓口・電話等)の相談を行う
- 高齢者同士で食事会ができるグループづくりを広めるために、地域に働きかける
- 定期的な食育推進会議の開催により、食育推進の取組や課題等を協議して調整・連携を図る
- 関係団体と連携し、食育活動がスムーズに行われるよう調整を図る
- 地域での「共食」の機会をつくる
- 地域の食育に関する情報を収集し、広める
- 各団体が特性を生かした活動ができるように市内の食育に関する情報共有をおこなう

第4章 ～ 具体的な目標と推進体制 ～

1. 具体的な目標

本計画が効果的に推進されるには、具体的な数値目標を掲げ客観的に評価し計画の進捗状況を的確に把握できるようにします。

【基本目標①よい食生活が健康な体をつくる】

- * 3つの「食べる」で健康な体をつくる ～「朝食を」「バランスよく」「よく噛んで」～
- * しなやかな血管を守る「減塩」と「野菜マシマシ」を実行する
- * 健康の基本「太り過ぎず痩せすぎず」のバランスを保つ

目標	指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12年度)	出典
適正体重の人を増やす	特定健診受診者の肥満者の減少 ・男性 40 歳以上 ・女性 40 歳以上	59.2% 26.8%	静岡県の現状値に近づける	R2年度特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書
	子どもの「痩せ」の減少 ・小学生(男子) ・小学生(女子) ・中学生(男子) ・中学生(女子)	1.7% 1.7% 3.7% 4.6%	減少	静岡県学校保健統計調査
	子どもの「肥満」の減少 ・小学生(男子) ・小学生(女子) ・中学生(男子) ・中学生(女子)	11.4% 12.5% 13.4% 8.4%	減少	静岡県学校保健統計調査
健康への意識を高める	特定健診受診率向上	34.1%	39.6%※8	※8 熱海市データヘルス計画(最終評価年度(R11 年度)の目標値)
	歯周疾患検診受診率の向上	5.8%	7.0%※9	※9 熱海市歯科保健推進計画最終評価年度(R17年度)の目標値)
生活習慣の改善	朝食の喫食率の向上 ・中学生 ・高校生	86.0% } 71.8% }	100%に近づける	R5 年度「食育に関するアンケート」

目標	指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12年度)	出典
生活習慣の改善	夜食の習慣の減少 ・中学生 ・高校生	61.5% 69.1%	60%以下	R5 年度 「食育に関するアンケート」
	夜食を食べない人の増加 ・20歳以上	47.4%	50%以上	R4 年度 「市民アンケート」
	バランスのよい食事をする家庭の増加 (主食・主菜・副菜が揃う食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の家庭の割合)	43.1%	50%以上	R5 年度 「食育に関するアンケート」
	野菜料理を適量食べる (野菜料理を1日5~6皿以上食べる人の割合)	2.4%	増加	R4 年度 市民アンケート
	よく噛んで食べる人の増加 ・20歳以上	31.6%	国の現状値に近づける	R4 年度 市民アンケート
	朝食の欠食者(標準化該当比)の減少 ・男性40歳以上 ・女性40歳以上	標準化該当比 156.5 184.7	標準化該当比 100 100	R2年度 特定健診・特定保健指導に係る健診等データ報告書

【基本目標②楽しい食生活が心を豊かにする】

- *「0^{ゼロ}のつく日は家族でご飯^{みんな}」の推進で、誰もが食事を楽しめる機会や体験を増やす
- *「お腹が空いた！」が一番美味しい「腹ペコ」を推進する
- *生産から消費までの「食育の環^わ」を大切に思う心がけと感じる力を育む

目標	指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12年度)	出典
共食の推進	家族と一緒に食べる子どもの増加 (夕食) ・中学生 ・高校生 ・成人(20歳以上)	69.9% 57.4% 57.2%	70%以上	R5 年度 「食育に関するアンケート」
	「0 ^{ゼロ} のつく日は家族でご飯 ^{みんな} 」を知っている人の増加	9.9%	30%以上	R4 年度 市民アンケート

目標	指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12年度)	出典
共食の推進	「0のつく日は家族でご飯」協力店の増加	10 店舗	15 店舗	
	出前講座等での共食実施数	10 回	20 回	
腹ペコの推進	おやつ ^{ゼロ} の量を決めて食べる子の増加(学校がない日) ・園児 ・小学生 ・中学生 ・高校生	48.2% 32.1% 17.0% 6.5%	50%以上	R5 年度 「食育に関するアンケート」
	おやつ ^{ゼロ} の時間を決めて食べる子の増加(学校がない日) ・園児 ・小学生 ・中学生 ・高校生	50.0% 31.3% 11.7% 6.9%	65%以上 35%以上 20%以上 15%以上	R5 年度 「食育に関するアンケート」
	多量にジュースを飲む子の減少 ・小学生 ・中学生 ・高校生	5.2% 6.8% 24.1%	5%以下 5%以下 20%以下	R5 年度 「食育に関するアンケート」
	間食をあまりしない人の増加 ・20歳以上	35.9%	45%以上	R4 年度 市民アンケート
食育の環への感心を高める	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ人の増加	今後設定	今後設定	
	農林漁業体験をした人の増加	39.8%	48.5%	市民アンケート R4 年度 市民アンケート

【基本目標③地域全体で食生活を考える】

- * お隣・ご近所で声をかけ、地域で「子ども」や「高齢者」の食生活を見守る
- * 高齢者同士が食を介して集まり支え合うグループや機会を広める
- * 食に関する団体が連携しあい、あたみの食育を支える

目標	指標	現状値 (R5 年度)	目標値 (R12年度)	出典
食生活を考える 地域体制	食育推進団体数の増加	10 団体	12 団体	
	食育に関心がある人の増加	69.1%	国の現状値に 近づける	R4 年度市民アンケート

2. 取組の評価

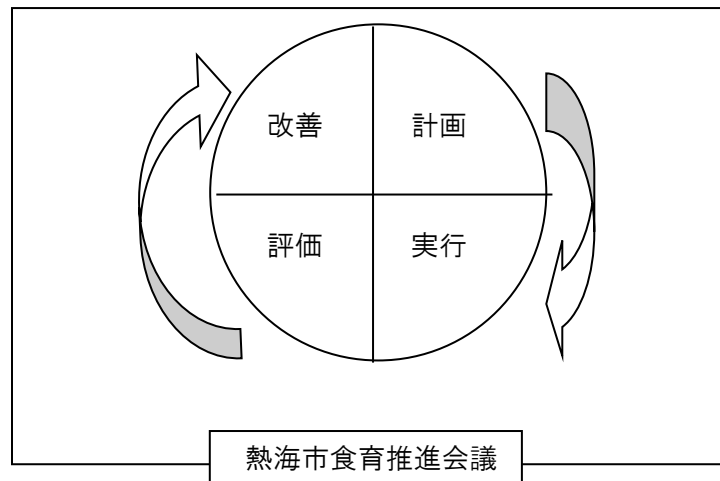
目標に向けた食育推進が効果的に取り組まれ、目標を達成させるには、常に進捗状況を把握し、評価及び見直しや改善が必要になります。

本計画は、熱海市食育推進会議において、下記の手法に基づき計画の評価を行っていきます。

● 評価の方法（PDCA サイクル）

計画(plan) → 実行(do) → 評価(check) → 改善(act)

このプロセスを繰り返し、計画の推進に努めます。



資料編

- 食育基本法
- 熱海市食育推進会議設置要綱
- 熱海市食育推進会議委員名簿
- 策定までの経過
- 各種アンケート概要
 - R4年度実施「市民アンケート」
 - R5年度実施「食育に関するアンケート」

食育基本法

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と

調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における

食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあつては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦（そう）身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、

関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

熱海市食育推進会議設置要綱

平成 20 年 3 月 26 日

告示第 17 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 18 条第 1 項の規定に基づく熱海市食育推進計画(以下「食育推進計画」という。)の素案及び見直し案の作成並びに食育推進計画に定める施策の実現を目的として、熱海市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育推進計画の素案及び見直し案の策定に関すること。
- (2) 食育の推進に関する施策の実施への協力に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議の委員は、20 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 栄養・食生活関係団体から推薦を受けた者
- (3) 教育関係団体から推薦を受けた者
- (4) 生産者関係団体から推薦を受けた者
- (5) 市職員及び関係行政機関の職員

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、食育推進計画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 この告示の施行後最初に委嘱される推進会議の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

策定までの経過

日時	内容
令和4年11月17日(木)	令和4年度 第1回熱海市食育推進会議 ・熱海市第四次食育推進計画の策定について 他
令和5年3月16日(木)	令和4年度 第2回熱海市食育推進会議 ・第四次熱海市食育推進計画の策定にむけて 他
令和5年8月17日(木)	令和5年度第1回熱海市食育推進会議 ・「あたま腹ペコ食育推進計画(第三次計画)」の評価について 「食育に関するアンケート」結果報告 具体的な目標の達成状況について ・熱海市第四次食育推進計画の策定について 次期計画の構成等について 今後の会議の進め方について
令和5年11月22日(水)	令和5年度第2回熱海市食育推進会議 ・次期計画(案)について -前回会議までの進捗、現行計画と次期計画での変更点について -次期計画(案)各章の主な変更点 ・今後のスケジュールについて
令和6年3月14日(木)	令和5年度第3回熱海市食育推進会議 ・第四次熱海市食育推進計画の策定について パブリックコメントに提示した計画素案について パブリックコメントの結果について 第四次熱海市食育推進計画の最終案について ・令和5年度の食育事業報告および計画策定後の食育の方向性

各種アンケート概要

○令和4年度実施「市民アンケート」

- 実施時期 : 令和4年8月1日から8月15日まで
調査対象 : 熱海市に住民登録を有する満18歳以上の男女
抽出方法 : 住民基本台帳より地域別男女別等間隔無作為抽出
送付数 : 1,983件
有効回収 : 822人(約41.5%)
調査方法 : 郵送
実施主体 : 熱海市(熱海市協働環境課)

○令和5年度実施「食育に関するアンケート」

対象者:

- (1) 市内公私立幼稚園及び保育園に通う園児: 259名回答(回答率89.3%)
- (2) 市内小学校に通う小学生: 579名回答(回答率74.3%)
- (3) 市内中学校に通う中学生: 265名回答(回答率56.5%)
- (4) 熱海高等学校1～3年生: 121名回答(回答率90.3%)
- (5) 満16歳～満18歳を迎える熱海市民(令和6年4月1日時点): 170名回答(回答率31.8%)

なお、上記(1)～(3)は保護者による回答、(4)～(5)は本人による回答

実施時期:(1)～(3)の対象者 令和5年5月12日～6月2日まで
(4)～(5)の対象者 令和5年6月1日～6月30日まで

実施方法:(1)～(3)の対象者 紙面回答とWeb回答の選択制
(4)の対象者 Web回答
(5)の対象者 紙面回答し、郵送返却

実施主体:熱海市食育推進会議(熱海市健康づくり課)

第四次熱海市食育推進計画

～あたま腹ペコ食育推進計画～

令和 6 年 3 月

(発行)熱海市

(編集)健康福祉部 健康づくり課

〒413-8550

熱海市中央町1番1号

TEL (0557)86-6295

FAX (0557)86-6297